

# 西東京市教育計画

平成31(2019)年度

2023年度



西東京市教育委員会



# はじめに

西東京市教育委員会は、平成26年3月に西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）を策定し、計画に基づく諸施策を推進しながら、その実施結果を点検・評価することにより、教育行政の充実に取り組んできました。

平成26年度から平成30年度までの5年間を振り返ると、教育行政においても激しい変化があった時期でした。平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、総合教育会議の設置をはじめとする地方公共団体の長と教育委員会とのさらなる連携等が定められました。

このような中、西東京市教育委員会は、市長部局との連携の下、学校施設の適正規模・適正配置に基づく泉小学校と住吉小学校の統合、老朽化したひばりが丘中学校の移転・建替による新校舎竣工、南関東最大級の縄文時代中期の集落跡である下野谷遺跡の国史跡への指定、児童虐待防止に係る西東京ルールに沿った対応の徹底、子どもの権利や人権等に配慮した「西東京市いじめ防止対策推進条例」の施行、特別支援教育の推進など、現在及び将来にわたる子どもたちの健やかな育ちを支える各種施策に取り組んできました。

このたび、これまでの取組の成果や課題を検証した上で、国や東京都の動向、西東京市を取り巻く社会状況の変化、さらに平成30年10月施行の「西東京市子ども条例」の理念などを踏まえ、平成31年度からの5年間を計画期間とする新たな教育計画を策定いたしました。

本計画に掲げた各種施策を実現するためには、学校と家庭、地域社会が強い信頼関係に基づいて、子どもたちに自らの人生を切り拓くための生きる力を育むとともに、誰もが生涯を通じて学び、活躍し、また支え合うことができる地域社会を目指す必要があります。西東京市教育委員会といたしましては、今後とも、子どもたちが主体的に学び、成長するよう支援し、そして市民の皆様の多様な学習ニーズに的確に応えられるよう努めてまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり幅広い視点から熱心に御議論をいただきました、西東京市教育計画策定懇談会の委員の皆様をはじめ、策定過程において貴重な御意見を賜りました多くの市民の方々並びに関係機関、事業者・団体等の皆様に心から御礼申し上げます。

平成31年3月

西東京市教育委員会  
教育長 木村 俊二



# 目次

|            |  |           |
|------------|--|-----------|
| <b>第1章</b> | <b>西東京市教育計画の基本的な考え方</b>                          | <b>1</b>  |
| 1          | 計画改訂の背景と目的                                       | 1         |
| 2          | 計画の位置付けと期間                                       | 2         |
| 3          | 計画の策定体制  | 3         |
| <b>第2章</b> | <b>西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）<br/>の取組成果及び今後の方向性</b> | <b>8</b>  |
| <b>第3章</b> | <b>西東京市教育計画の方向性</b>                              | <b>14</b> |
| 1          | 教育目標と計画の基本方針                                     | 14        |
| 2          | 計画の基本方針  | 15        |
| 3          | 計画の体系  | 16        |
| <b>第4章</b> | <b>施策・事業の展開</b>                                  | <b>18</b> |
|            | 計画書の読み方  | 18        |
|            | 基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて                          | 19        |
|            | 基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて                          | 41        |
|            | 基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて               | 51        |
|            | 基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて              | 70        |
| <b>第5章</b> | <b>計画の推進に向けて</b>                                 | <b>84</b> |
| 1          | 計画を推進させるシステム                                     | 84        |
| 2          | 社会状況の変化に柔軟に対応する組織間連携                             | 85        |
| 3          | 計画の進捗確認指標  | 85        |

## 資料編 ..... 87

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 用語解説 .....               | 87 |
| 2 | 西東京市教育計画策定懇談会等開催経過 ..... | 93 |
| 3 | 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿 .....  | 95 |
| 4 | 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱 .....  | 96 |



|                              |    |
|------------------------------|----|
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正 ..... | 8  |
| 西東京市子ども条例 .....              | 29 |
| 西東京市子育て・子育てワイワイプラン .....     | 69 |
| 史跡下野谷遺跡保存活用計画 .....          | 82 |

### 《用語解説について》

解説が必要な用語には※を付け、第3章以降の初出ページに解説を記載しています。なお、同ページ内に同じ用語が複数ある場合には、最初の用語にのみ※を付けています。また、資料編には用語解説を一覧としてまとめています。

## 第1章

## 西東京市教育計画の基本的な考え方

## 1 計画改訂の背景と目的

西東京市教育委員会は、平成26年3月に西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）を策定し、この計画の下、様々な施策に取り組んできました。

国は、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、平成30年度から2022年度までの計画期間における、五つの基本的な方針と21の教育政策の目標などを取りまとめました。

同計画では基本的な方針として、「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5 教育政策推進のための基盤を整備する」を打ち出しています。

また、2020年度からの新学習指導要領に新たに掲げられた前文には、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会\*の創り手となることができるようにすることが求められる」と示されています。

このような流れの中、西東京市教育委員会においては、平成26年に策定した西東京市教育計画について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき毎年度実施している、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行についての点検・評価や、平成29年度に実施したアンケート調査やヒアリング調査などを活用して、平成31（2019）年度から2023年度までの5年間を計画期間とした新たな教育計画を策定しました。

## 2 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の期間

計画の期間は、平成 31（2019）年度から 2023 年度までの5年間とします。

### (2) 計画の性格

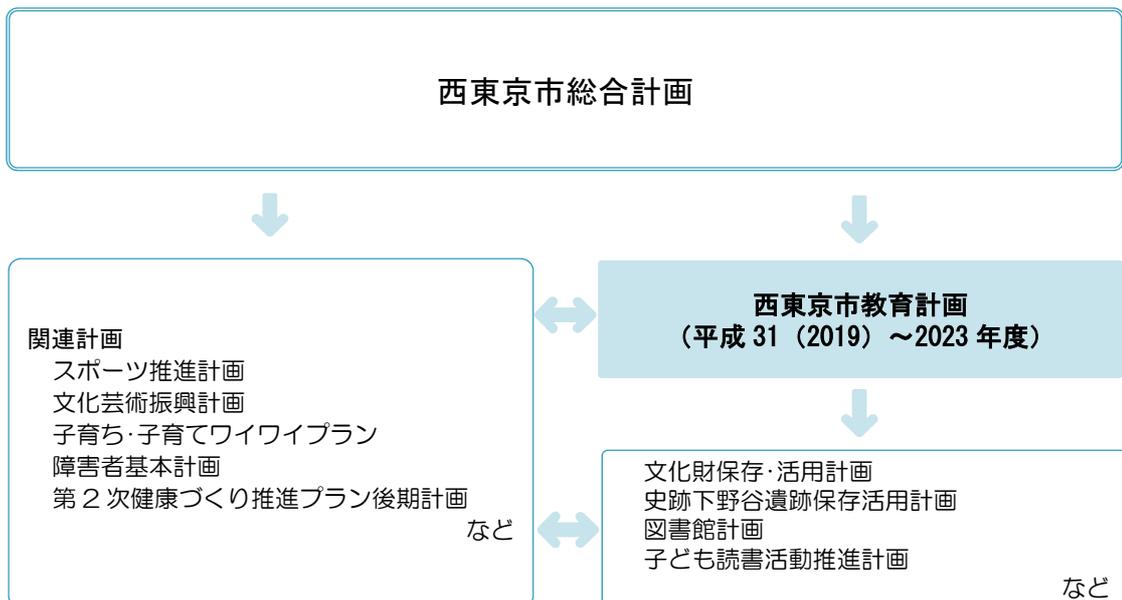
本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、西東京市において、平成 31（2019）年度からの5年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

また、本計画は、国や東京都の動向、西東京市を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、さらに、平成 26 年度から平成 30 年度までを期間とする教育計画の内容について、一定の成果が得られた取組事業について整理し、今後の西東京市における教育全体の向上及び活性化を目指すものです。

### (3) 他計画との関係

本計画は、西東京市総合計画に基づき、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画、子育て・子育てワイワイプランなどの関連計画とも連携を図りながら施策を進めるものです。

計画の位置付け



### 3 計画の策定体制

西東京市教育計画策定懇談会を設置し、策定について必要な事項を検討しました。

また、市民の教育に関する考えや意見を聞くために、アンケート調査を実施し、あわせて、市内の教育関連施設・団体に対してヒアリング調査を実施しました。

#### (1) 西東京市教育計画策定懇談会開催経過

| 開催日        | 回数   | 主な検討内容等                                      |
|------------|------|--|
| 平成29年7月12日 | 第1回  | ・西東京市教育計画策定のスケジュールについて                       |
| 8月23日      | 第2回  | ・計画策定における市民意識調査（アンケート調査）の調査項目について            |
| 11月28日     | 第3回  | ・計画策定におけるヒアリング調査の実施について                      |
| 平成30年1月30日 | 第4回  | ・西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告について                 |
| 2月16日      | 第5回  | ・計画策定におけるヒアリング調査報告について                       |
| 5月1日       | 第6回  | ・教育計画策定懇談会における検討結果を踏まえた新たな西東京市教育計画の骨子（案）について |
| 6月22日      | 第7回  | ・次期教育計画の体系について                               |
| 7月27日      | 第8回  | ・計画素案（第3章と第4章の基本方針3・4）について                   |
| 8月24日      | 第9回  | ・計画素案（第4章の基本方針1～4）について                       |
| 10月5日      | 第10回 | ・パブリックコメントについて                               |
| 平成31年1月25日 | 第11回 | ・計画素案について                                    |

## (2) アンケート調査結果の概要

### ① 調査の目的

計画策定の基礎資料として活用するため、市民の教育に関する考えや意見を聞くアンケート調査を実施しました。調査結果の詳細は「西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書」としてまとめています。

### ② 調査期間

平成29年10月17日（火）から平成29年11月7日（火）まで

### ③ 調査対象・調査方法

|        | 調査対象                            | 調査方法            |
|--------|---------------------------------|-----------------|
| 小学生調査  | 全市立小学校の4年生及び6年生<br>(各学年1クラス)    | 学校を通じて一斉配布・一斉回収 |
| 中学生調査  | 全市立中学校の2年生(学校規模に応じて3～4クラス)      |                 |
| 青少年調査  | 市内にお住まいの平成9年9月3日～平成14年4月1日生まれの方 | 郵送による配布・回収      |
| 一般市民調査 | 市内にお住まいの20歳以上の方                 |                 |

### ④ 回収状況

|        | 配布数    | 有効回答数  | 有効回答率 | 回収数    |
|--------|--------|--------|-------|--------|
| 小学生調査  | 1,260通 | 1,168通 | 92.7% | 1,170通 |
| 中学生調査  | 1,159通 | 1,093通 | 94.3% | 1,093通 |
| 青少年調査  | 400通   | 119通   | 29.8% | 1,368通 |
| 一般市民調査 | 3,000通 | 1,246通 | 41.5% |        |

## ⑤ 主な調査結果

### ➤ 小学生及び中学生調査

- ◆ 学校を楽しいと思う児童の割合が前回調査よりも増加（2.2ポイント【増加】）。  
約9割の児童・生徒が楽しいと感じている。
- ◆ 自分に自信のもてるところが「ある」と思う児童・生徒の割合が前回調査よりも増加（小学生：6.1ポイント【増加】、中学生：1.3ポイント【増加】）。
- ◆ 児童・生徒が学校や先生に望むこととして、「いじめのない楽しい生活を送れる学校づくりをしてほしい」の割合が前回調査よりも減少（小学生：15.5ポイント【減少】、中学生：15.3ポイント【減少】）。
- ◆ 小学生の19.8%、中学生の14.8%が、家で食べる時間は「決まっていない（その日によって違う）」と回答、前回調査よりも減少（小学生：1.7ポイント【減少】、中学生：10.2ポイント【減少】）。
- ◆ いやなことやつらいことがあったとき、相談できる人がいない児童・生徒が約1割（小学生：1.2ポイント【減少】、中学生：5.3ポイント【減少】）。
- ◆ 家族とほとんど話すことがない児童・生徒が1割未満（小学生：0.6ポイント【減少】、中学生：1.8ポイント【減少】）。

### ➤ 青少年及び一般市民調査

- ◆ 「公立学校教育で取り組んでほしいこと」の中で、「一人ひとりに応じた特別支援教育の充実」は前回調査よりも6.1ポイント【減少】。
- ◆ 子どもたちを取り巻く環境で増加・向上していることとしては、「学校における情報機器を活用した授業」の割合が最も高い。
- ◆ 一人ひとりに応じた支援の充実のために必要な取組として、「子ども一人ひとりの実態に応じた相談体制の強化」の割合が最も高い。
- ◆ 一人ひとりに応じた支援の充実のために必要な取組として、「教職員の専門性の向上」の割合が前回調査よりも減少（10ポイント【減少】）。
- ◆ 現在している学習や活動の内容は、一般市民では「健康・スポーツ（食育<sup>\*</sup>、栄養、健康法、医学、ジョギング、水泳など）」や「芸術的・文化的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道など）」が多く、青少年では「芸術的・文化的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道など）」、「教養的なもの（文学、歴史、科学など）」、「健康・スポーツ（食育、栄養、健康法、医学、ジョギング、水泳など）」、「学習塾・予備校などでの勉強」の割合が高い。
- ◆ 生涯学習を行うにあたって困っている点として多かったのは「費用がかかる」や「仕事が忙しくて時間がない」で、一般市民、青少年のそれぞれ約4割を占めている。
- ◆ 参加・協力してもよい身近な小学校・中学校の取組やそこを拠点として行われる地域の活動として、「学校の行事やイベント」などの割合が高い。
- ◆ 西東京市の学習環境は、図書館やスポーツ施設の利用のしやすさが評価されている。

### (3) ヒアリング調査結果の概要

#### ① 調査の目的

アンケート調査の結果を踏まえ、西東京市における教育の現状と課題を把握するために、市内の教育関連施設・団体に対してヒアリング調査を実施しました。

#### ② 調査期間

平成30年1月から3月まで

#### ③ 調査対象・調査方法

| 施設・団体名   | 対象   | 方法                                 |
|--|------|------------------------------------|
| <b>1 社会教育に関する施設・団体</b>                         |      |                                    |
| (1) 公民館（田無公民館、ひばりが丘公民館、保谷駅前公民館）                | 利用者  | ヒアリング当日に活動していた11団体に対して対面による聞き取りを実施 |
| (2) 学校施設開放運営協議会                                | 会長   | 協議会の会長6人に対して対面による聞き取りを実施           |
| <b>2 教育に関する施設</b>                              |      |                                    |
| (1) 幼稚園  | 教員   | 私立幼稚園の教員4人に対して対面による聞き取りを実施         |
| (2) 小・中学校                                      | 教員   | 小学校教員483人、中学校教員236人に対して調査票を配布し実施   |
| <b>3 子育て・子育て支援に関する施設・団体</b>                    |      |                                    |
| (1) PTA・保護者の会                                  | 会長   | 小学校及び中学校の会長4人に対して対面による聞き取りを実施      |
| (2) 青少年育成会                                     | 会長等  | 会長等4人に対して対面による聞き取りを実施              |
| (3) 放課後カフェ                                     | 実施者  | 代表者に対して調査票を配布し実施                   |
| (4) 児童館・児童センター（ひばりが丘北児童センター・保谷柳沢児童館）           | 職員   | 館長に対して対面による聞き取りを実施                 |
|  | 利用者  | 当日来館していた子どもに対して対面による聞き取りを実施        |
| (5) 学童クラブ（ひばりが丘北学童クラブ・ひばりが丘北第二学童クラブ・保谷柳沢学童クラブ） | 職員   | 指導員に対して対面による聞き取りを実施                |
|  | 利用者  | 当日利用していた子どもに対して対面による聞き取りを実施        |
| (6) 保育園  | 保育士  | 市立保育園の保育士5人に対して対面による聞き取りを実施        |
| (7) 図書館のおはなし会を実施している団体                         | 実施者  | 代表者に対して調査票を配布し実施                   |
| <b>4 特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体・事業所</b>            |      |                                    |
| (1) NPO法人西東京市多文化共生センター（NIMIC）子ども日本語教室（谷戸教室）    | スタッフ | ボランティアスタッフ5人に対して対面による聞き取りを実施       |
| (2) 就労継続支援事業所・就労移行支援事業所（社会福祉法人 さくらの園）          | 職員   | 職員3人に対して対面による聞き取りを実施               |
| (3) 障害がある子どもの保護者団体（サークル縁、ぶーけ）                  | 会長等  | 会長等（サークル縁5人、ぶーけ3人）に対してヒアリングを実施     |

#### ④ 主な調査結果

- 教員が考える今後必要となるもの
  - ◆ 今後、西東京市の公立学校教育で特に重点をおいて取り組む必要があるものとして、「少人数学級」の割合が最も高く、次いで「老朽化した校舎の建替えや改修」、「一人ひとりに応じた特別支援教育の充実」の割合となっている。
  - ◆ 学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なこととして、「学校・家庭・地域間の情報交換をスムーズに行うこと」の割合が最も高く、次いで「家庭や地域社会が、日常生活におけるしつけ等、積極的に役割を担っていくこと」、「学校・家庭・地域の役割分担を明らかにすること」の割合となっている。
- 児童館や学童クラブ等で接する子どもたち
  - ◆ 放課後の子どもの居場所になる施設だが、忙しい子どもが多く、遊ぶ時間が少なくなってきたように感じる。
  - ◆ 人と関わる時間が少なくなってきたせいか、他の人が何を感じているのか、どう思っているのかということに敏感でなく、自分の発した言葉が、相手を傷つけることに気がつかない子どもが増えているように思う。
  - ◆ 弱みを見せない子どもが多い。自分のできる面、強い面、得意なことを見せたが、得意でないことや苦手なことは、他人に見せたくない、知られたくない、やりたくないという気持ちがあるのだと思う。
  - ◆ 子どもたちの発言に、学校での自己実現がなされたときの達成感が感じられる。
- 幼児教育との関係
  - ◆ 幼稚園と小学校それぞれで子どもたちがどのような活動をしているのかをお互いに知ることができると連携につながるのではないかと。
- 特別な支援を必要とする子どもたちに関わる現場からの視点
  - ◆ 通常の学級の子どもやその保護者に対する障害者理解を促進してほしい。
  - ◆ 保護者の不安は情報不足によることが多いので、保育園や学校等を通して、様々な情報を保護者に伝え、相談につなげていくとよいのではないかと。
  - ◆ 西東京市でも、子どもの居場所づくりの重要性が言われているが、その中で地域の学校に通っていない障害児も参加できるように考えていただきたい。
  - ◆ 障害者理解のため、教育の中で自分たち（障害者就労支援事業所）を役立ててほしい。障害者の支援だけでなく、地域への支援という観点で障害者を含めた地域住民の利益を目指している。
- 社会教育施設での活動
  - ◆ 公民館活動において中学生がボランティアとして参加してくれたことがあったが、もっとクローズアップした方がいい。
  - ◆ 公民館活動をしていることを他の市民にもっと知ってもらいたい。
  - ◆ 図書館で実施しているおはなし会の参加者の減少・低年齢化があるため、地域で楽しめる場があることを、多くの子育て世代に知ってもらい、遊びに来てもらうことが必要。そのために親子で楽しめるおはなし会づくりが課題。

## 西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の取組成果及び今後の方向性

西東京市教育委員会では、毎年度、教育委員会が所掌する事務事業の点検・評価を行っています。

対象とする事務事業は、「西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」に基づく事務事業及び教育委員会の権限に属する事務としています。

また、平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、新たに総合教育会議の開催が規定されました。法改正以降、市長が教育委員会委員等を招集して総合教育会議を開催し、「いじめ・虐待の対策」、「子どもの居場所の充実」、「切れ目のない支援」などについて課題を共有し、平成 30 年度は「西東京市子ども条例」についても検討しながら、社会状況の変化により発生する諸課題に所管を超えて市として対応してきました。

本章では、教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）期間での達成事項等について総括を行い、次章に記載する新たな基本方針とのつながりを示します。



### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

平成 27 年 4 月における一部改正の主な変更点

#### 1 新「教育長」を設置

市長による教育長任命となり、市長の任命責任を明確化しました。また、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表として第一義的な責任者としての位置付けが明確化されました。

#### 2 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

教育委員会委員の定数 3 分の 1 以上からの会議招集請求や会議の議事録作成及び公表の義務付けなどが規定されました。

#### 3 総合教育会議の設置

市長と教育委員会委員により構成し、市長の招集に基づき開催します。協議・調整事項は、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置、となります。

#### 4 教育に関する大綱の策定

大綱とは、教育の目標や根本的な方針となります。大綱は、総合教育会議で協議・調整を尽くし、市長が策定します。

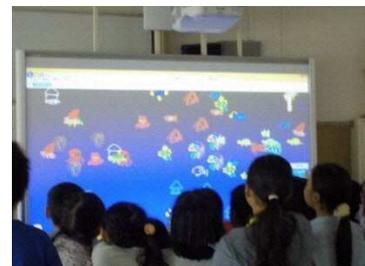
## (1) 「生きる力<sup>\*</sup>」の育成に向けて

- 確かな学力の育成を図るため、外国語教育の充実に向けて、小学校においてはALT指導時数の確保、中学校においては「英語で行うことを基本とする英語授業」の実践に関する教員研究を深めてきました。



- 放課後や長期休業中の児童・生徒に対する教育指導の充実として、夏季休業中において、全市立小・中学校の全学年で補習教室を実施するとともに、中学3年生を対象に民間事業者による10日間の習熟度別講習を実施しました。

- ICT<sup>\*</sup>活用による学習指導として、プログラミング教育に向けた研究の一環として、プログラミング授業を試行実施するとともに、SNS等のインターネットに関わるトラブルの未然防止のための情報モラル<sup>\*</sup>教育を進めてきました。



- 豊かな心の育成に向けて、西東京市いじめ防止対策推進条例の施行、学校における道徳教育の推進、弁護士による「いじめ防止の授業」の実施などに取り組みました。また、読書活動推進のために、小・中学校において読書月間を設けて未読率の減少を図り、中学生を対象にブックフェスティバルを開催し、読書への関心を促す取組を行いました。さらに、社会性や自身のキャリア意識を育成させるため、自然体験活動や職場体験等を実施しました。
- 健康と体力の育成を図るため、体力向上に関する研究校の指定やがん教育の出前授業を行いました。また、生活習慣に関する指導や安全教育、環境教育など、「生きる力」の育成に取り組みました。

### 今後の方向性

これまで取り組んできた知・徳・体の育成<sup>\*</sup>は、時を経ても、なお子どもたちの成長にとって重要なことです。引き続き、子ども一人ひとりを大切にしながら、知・徳・体の育成をベースとして、社会を主体的に形成していくための「生きる力」の育成を図っていく必要があります。

## (2) 「生きる力※」を育むための学校教育環境の充実に向けて

- ▶ 特色ある学校づくりを進めるため、西東京市小・中連携の日を設定し、9年間での教育の充実を図るとともに、大学等との連携による事業を実施してきました。
- ▶ 児童・生徒の学習環境の整備として、小・中学校の特別教室へのエアコン設置や老朽化した学校施設の大規模改造などを行いました。また、学校施設の適正規模・適正配置を進め、小学校の統廃合や中学校施設の移転建替えによる通学区域の見直しを行いました。



ひばりが丘中学校新校舎（平成30年12月竣工）

### 今後の方向性

今後も、子どもたちにとって快適な学習環境を整備していく必要があります。また、施設や設備面のみならず、体制や制度などのソフト面についても一体的に環境整備を図っていく必要があります。

## (3) 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

- ▶ 通常の学級における一人ひとりの子どもの教育的ニーズを的確に把握し、支援を進めるため、教員向けの「教育支援マニュアル」を作成・配付するとともに、教育支援システム※を構築し、校内委員会へ専門家を派遣するなど、体制整備を行ってきました。平成29年度に全市立小学校に特別支援教室※を試行開設することで、平成30年度に情緒障害等通級指導学級から特別支援教室に円滑に移行できました。
- ▶ 平成26年度に固定制特別支援学級を増設するとともに、固定制特別支援学級の名称をA・I学級、B・J学級とし、知的タイプ・自閉タイプそれぞれの実態に応じた教育課程を編成し、特性に応じた教育内容の充実を図ってきました。
- ▶ 幼児のための相談案内を作成し、就学前機関に周知することで、幼児期からの心理療法や発達・心理相談を実施し、教育相談の早期対応の有効性が認識されました。また、就学支援シート※の活用による小学校への情報提供など、切れ目のない支援を進めました。
- ▶ スクールソーシャルワーカー※の定期巡回・随時派遣を整備し、教員の気づきを支援につなげることで、児童・生徒の健全な成長への寄与に努めてきました。

## 今後の方向性

特別支援教育体制の基盤が整備されてきた段階において、学校における取組内容の検証と調整、保護者や地域への啓発等を進めていく必要があります。また、子どもの健やかな成長を保障できる社会を目指し、行政と学校、保護者とが連携し、それぞれの担う役割を確実に果たすことが出来るよう相談体制を整えていく必要があります。

### (4) 社会全体での教育力の向上に向けて

- 家庭の教育力向上の支援として、3～4か月児健康診査時の絵本提供による家庭での読書活動支援や公民館で親子対象講座を開催しました。また、就学援助費の一部費目を学校入学前に前倒し支給するなど、家庭への支援を行ってきました。
- 放課後支援の一つとして、小学校で実施している放課後子供教室事業においては、校庭等の開放に加え、多様な体験・活動の機会となる学習活動の機会提供事業の実施校を拡大し、内容の充実を努めてきました。
- 活力あるコミュニティづくりとして、夜間照明設備の設置による学校施設の開放、学校と地域が連携した児童の登下校時の見守り活動など、学校を拠点とした地域活動を行ってきました。また、市内大学との連携事業や広報活動を積極的に行い、地域ぐるみで教育活動を行う体制整備を進めました。

## 今後の方向性

地域とともに行う教育活動を今後も継続していく必要があります。また、学校を核とした地域づくりを進める一方、地域にしながら誰もが学べる体制を整備していく必要があります。

## (5) いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

- ▶ 社会教育推進の中核的施設として、公民館では主催事業の方針明確化や障害者対象講座の充実など、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めてきました。
- ▶ 図書館では、時代や社会の変化に適応した質の高いサービスを提供するため、地域・行政資料の電子化やボランティアによる、来館困難者への貸出本の宅配サービスなどを行ってきました。また、「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進に取り組んでいます。
- ▶ 文化財を確実に保存し、未来につなげていくため、「西東京市文化財保存・活用計画」を策定し、取組を進めてきました。平成27年に国の史跡に指定された下野谷遺跡<sup>\*</sup>については、今後の保存、活用及び整備の方向性を示した「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定するとともに、下野谷遺跡の価値や魅力をわかりやすく伝えるVR(バーチャル・リアリティ)コンテンツの制作をはじめとして、学校教育や地域と連携した活用事業を実施しています。



下野谷遺跡の集落想像図(「VR下野谷縄文ミュージアム」より)

### 今後の方向性

いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて、社会教育施設等を介した学習機会の提供やハンディキャップサービスなどの事業を行っていく必要があります。



西東京市マスコットキャラクター「いこいな」  
©シンエイ/西東京市

## 1 教育目標と計画の基本方針

## 【西東京市教育委員会の教育目標】

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

## 【計画の基本方針イメージ図】



## 2 計画の基本方針

本計画は、教育目標の実現に向けて1から4までの基本方針（将来像）で施策を展開します。

### 基本方針1 子どもの「生きる力<sup>\*</sup>」の育成に向けて

次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

### 基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

子どもが「生きる力」を身に付け、持続可能な社会<sup>\*</sup>を創る一員として、学び続けられる大人になっていくためには、子どもの「心の健康」の育成が重要になってきます。様々な出来事に出会い、すぐに解決できない問題に直面しても、力強く生きていけるよう、「心の健康」の育成に向けた相談・支援体制を充実させます。

### 基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

時代の変化に対応するための学習環境などの整備や、学校における組織体制や教職員の働き方を見直すことで学校経営改革の推進を図ります。さらに、学校を核としながら連携・協働し合う地域づくりに取り組むとともに、家庭教育への支援を充実させることにより、持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実を図ります。

### 基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。これにより、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

※生きる力：予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

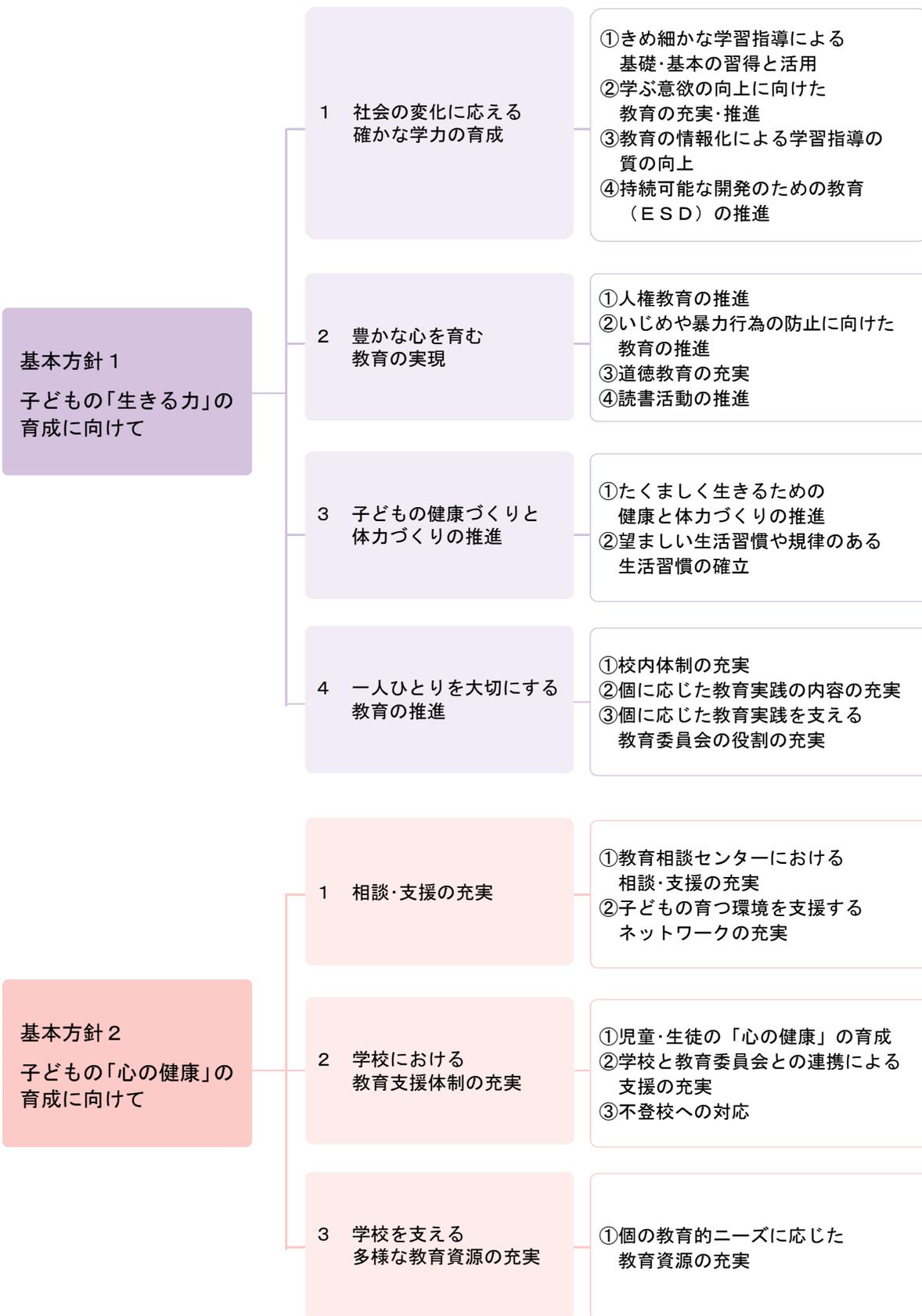
※持続可能な社会：将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

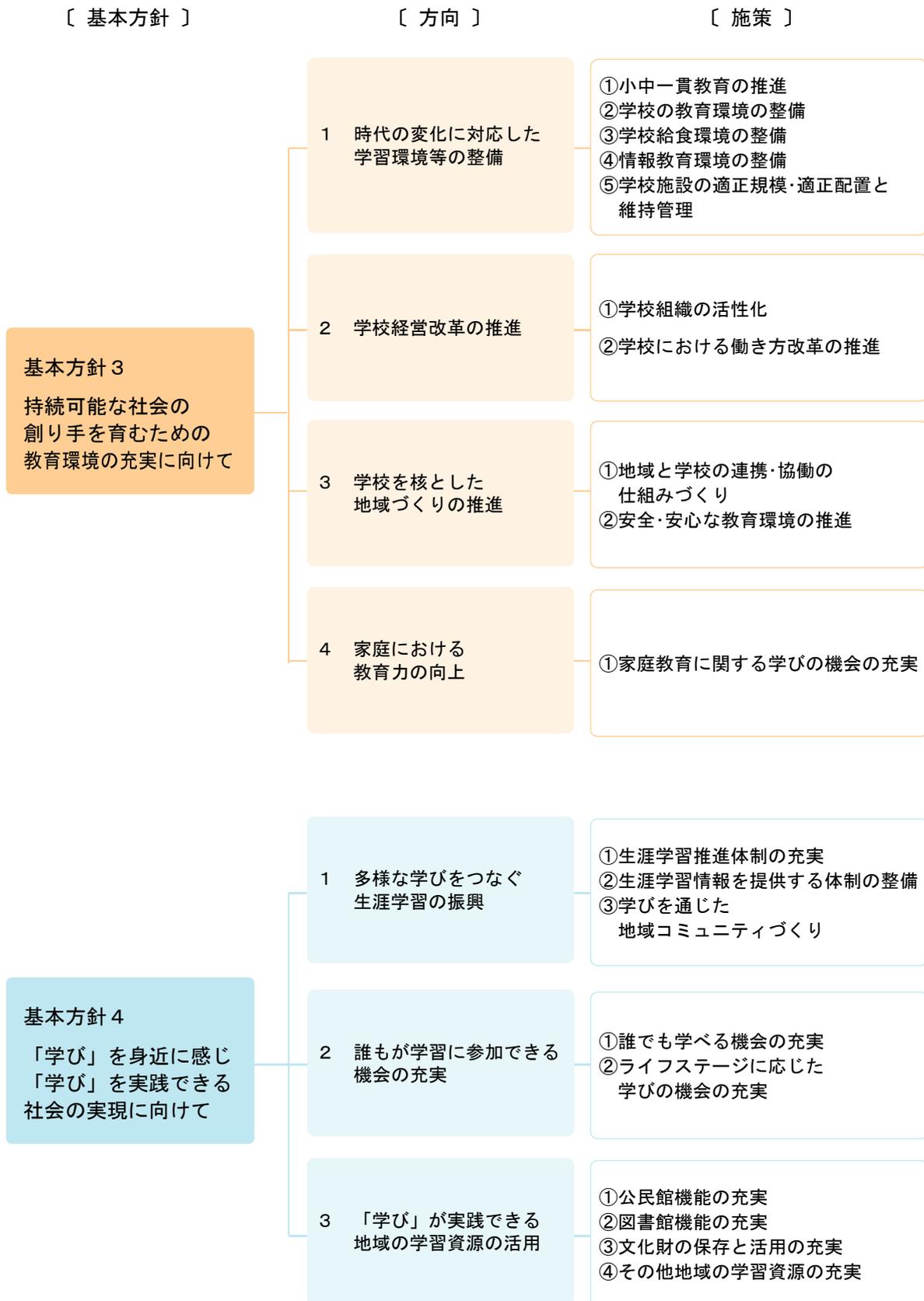
### 3 計画の体系

〔基本方針〕

〔方向〕

〔施策〕





## 計画書の読み方

[ 基本方針 ]  
教育目標の実現に向けた将来像を記載します。

[ 現状と課題 ]  
方向に関連する社会情勢やアンケート調査結果を踏まえ、施策の現状と市の課題を記載します。

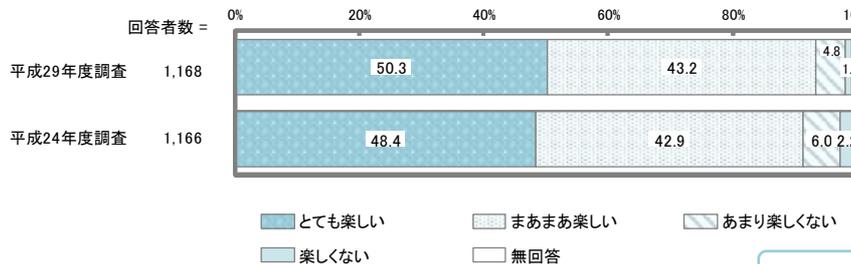
### 基本方針1 子どもの「生きる力\*」の育成に向けて

#### 方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成

##### 現状と課題

グローバル化の進展や少子高齢化に伴う産業構造の変化は、雇用形態や若者の就労意識にも大きな影響を与えてきました。さらに、・・・

学校は楽しいかどうか（小学生）



[ アンケート調査結果 ]  
方向に関連するアンケート調査結果を示します。

[ 施策名称 ]

#### ① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用

##### 方向性

新学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の涵養<sup>かん</sup>に向け、・・・

教育委員会での該当課を記載しています。

##### 取組事業

#### ■ 基礎的・基本的な知識・技能の定着 [ 教育指導課 ]

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むために、・・・

[ 取組事業 ]  
施策ごとに取り組んでいく事業を示します。

## 基本方針1 子どもの「生きる力※」の育成に向けて

### 方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成

#### 現状と課題

グローバル化の進展や少子高齢化に伴う産業構造の変化は、雇用形態や若者の就労意識にも大きな影響を与えてきました。さらに、人工知能（AI）の進化やビッグデータの活用など、技術革新が一層進展し、社会全体が大きく変化する、予測が困難な時代となっています。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、志高く未来をつくり出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現が求められています。子どもたちが、社会で自立して生きるために必要な「生きる力」を学校と保護者・地域の方々と共有しながら、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな心身」をバランスよく育てていくことが重要です。

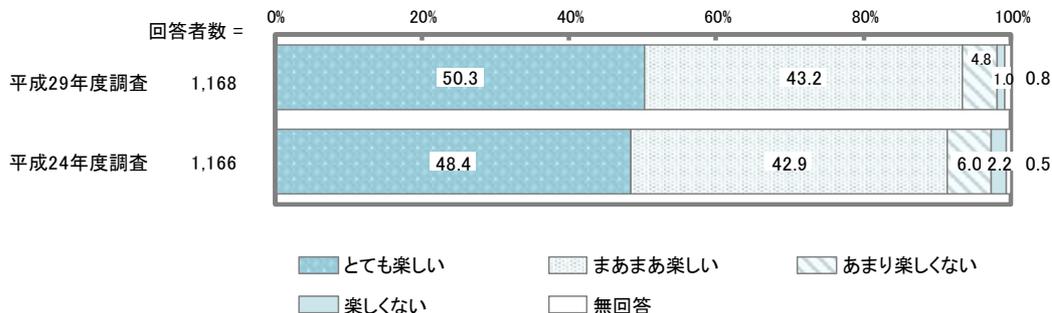
子どもへのアンケート調査の結果では、学校を楽しいと思う児童・生徒の割合が、小学校では前回調査よりも増加、中学校では微減となっているものの、全体では約9割の児童・生徒が学校を楽しいと感じています。

子どもたちにとって楽しい学校、分かりやすい授業を実現するために、教員の指導方法や指導内容の改善が求められています。子どもたちが知識や技能を活用するために必要な思考力、判断力、表現力を育成することに加え、小・中学校の連続した学びや生活指導・学習指導を充実させるために、計画的な授業の研究に向けた支援が必要です。

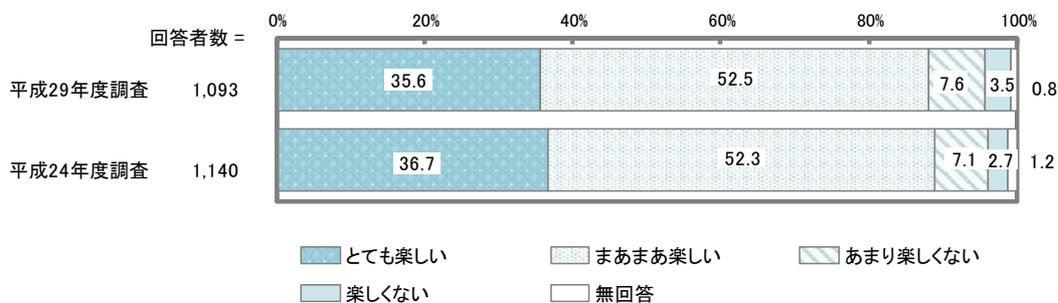
子ども一人ひとりの学びに向かう力・人間性等を高め、個性や能力を伸ばしながら、すべての教科において、学習意欲や基礎的な知識や技能、思考力・判断力・表現力等といった確かな学力を育成することが求められます。

方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成  
 施策① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用

学校は楽しいですか（小学生）



学校は楽しいですか（中学生）



① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用

方向性

新学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養<sup>かん</sup>に向け、各教科等を通じた言語活動の充実、児童・生徒のコミュニケーション能力や情報活用能力の育成、道徳教育の充実、外国語教育の充実などが掲げられています。

文部科学省による「全国学力・学習状況調査」の結果や東京都教育委員会による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を十分に活用し、学習指導要領の目標及び内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかについて実態を把握するとともに、その分析結果を通じて明らかにした課題と改善策を各学校における授業改善に役立てる取組を行います。

## 取組事業

### ■ 基礎的・基本的な知識・技能の定着 [ 教育指導課 ]

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むために、授業力の向上を図ります。また、各教科の予習や復習、反復学習等、家庭における学習習慣の確立に向けて、保護者への理解・啓発を進めます。

### ■ 外国語教育の充実（ALT） [ 教育指導課 ]

小学校においては、外国語活動及び外国語において、ALT（外国人英語指導助手）による指導を積極的に行い、外国語による言語活動の充実を図ることで、コミュニケーションを図る素地又は基礎となる資質・能力を育成します。また、中学校においては、身近な話題について理解したり表現したりするコミュニケーションを図ることができるように、互いの考えや気持ち



ALTによる外国語授業

を持ちを英語で伝え合う学習を重視していきます。そして、小学校及び中学校における指導の接続に留意した指導を行います。

### ■ 小学校入学時における支援の充実 [ 教育指導課 ]

小学校における生活に適應していくため、学校生活全般や学習指導、給食指導等における補助を行う支援員を配置し、より円滑に小学校に適應するための支援の充実を図ります。

- 方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成  
施策② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進

## ② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進

### 方向性

児童・生徒が、学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けていくために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、校内研究を通じた授業改善に取り組むとともに、各学校の実態に即し、少人数指導や習熟度別指導等による個に応じた指導を充実します。

### 取組事業

#### ■主体的・対話的で深い学びの実現〔教育指導課〕

知識及び技能が習得されるようにすること、思考力・判断力・表現力等を育成すること、学びに向かう力・人間性等を涵養<sup>かん</sup>することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を図ります。

#### ■キャリア教育※の推進〔教育指導課〕

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ります。

※キャリア教育：望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

■ 少人数・習熟度別指導の充実 [ 教育指導課 ]

少人数指導やチームティーチング※等の実施により、習熟の程度や個に応じた指導の充実を図ります。



少人数指導

■ 放課後や長期休業中の補習指導の充実 [ 教育指導課 ]

放課後や夏休みなどの長期休業日を活用した補習を実施し、児童・生徒のつまずき箇所の克服や、活用力の一層の向上に資する、きめ細かい指導の充実に努めます。

※**チームティーチング**：一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

- 方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成  
施策③ 教育の情報化による学習指導の質の向上

### ③ 教育の情報化による学習指導の質の向上

#### 方向性

子どもたちのICT<sup>※</sup>活用能力の向上や携帯電話やスマートフォン、SNS等の利用も含めた適切な情報モラル<sup>※</sup>の理解を図るとともに、習得、活用、探究という学習過程の中で、子どもが自ら興味を持てるような授業づくりに向けて、ICT機器を効果的に活用した探究的な学習の充実を図ります。

#### 取組事業

##### ■ 情報リテラシー<sup>※</sup>の育成と情報モラル教育の充実 [ 教育指導課 ]

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を効果的に活用する学習活動の充実を図ります。また、家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNS等も含めたネット社会において加害者や被害者になったりしないために、情報モラル教育の充実を図ります。

##### ■ プログラミング教育の推進 [ 教育指導課 ]

小学校においては、これからの時代に普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施していきます。また、中学校においても情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、統計等に関する資質・能力等も含めた情報活用能力を、各教科等の特質に応じた適切な学習場面で育成します。

※ICT: Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

※情報モラル: 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

※情報リテラシー: 情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

## ④ 持続可能な開発のための教育（ESD）※の推進

### 方向性

児童・生徒が異なる言語や文化への理解を深め、コミュニケーション能力を養うための取組を推進します。児童・生徒が自らの成長を実感し、自己肯定感や自己有用感を育んでいける授業の充実を図ります。また、児童・生徒が生命や自然の大切さを学び、環境保護の姿勢を養うことを目的に環境教育を推進します。

### 取組事業

#### ■ 国際理解教育の推進 [ 教育指導課 ]

総合的な学習の時間において、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなど、国際理解に関する学習を進めます。

#### ■ 安全教育の推進 [ 教育指導課 ]

様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けられるよう、安全教育を進めます。

#### ■ 環境教育の推進 [ 教育指導課 ]

生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境へつなげる豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度を養い、持続可能な社会※の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進めます。

※持続可能な開発のための教育（ESD）：環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

## 方向2 豊かな心を育む教育の実現

### 現状と課題

子どもへのアンケート調査の結果では、自分に自信の持てるところが「ある」児童・生徒の割合が前回調査よりも増加していますが、学年ごとにみると、学年が上がるにつれて低下しています。

児童・生徒が学校や先生に望むこととして、「体験学習などをたくさんできるようにしてほしい」、「興味のあることをたくさん勉強できるようにしてほしい」、「いじめのない楽しい生活を送れる学校づくりをしてほしい」などが上位になっています。学年による違いをみると、「先生にはみんなに平等に接してほしい」という回答が、学年が上がるにつれて高い割合となっています。また、いやなことやつらいことがあったとき、相談できる人がいない児童・生徒が約1割となっています。

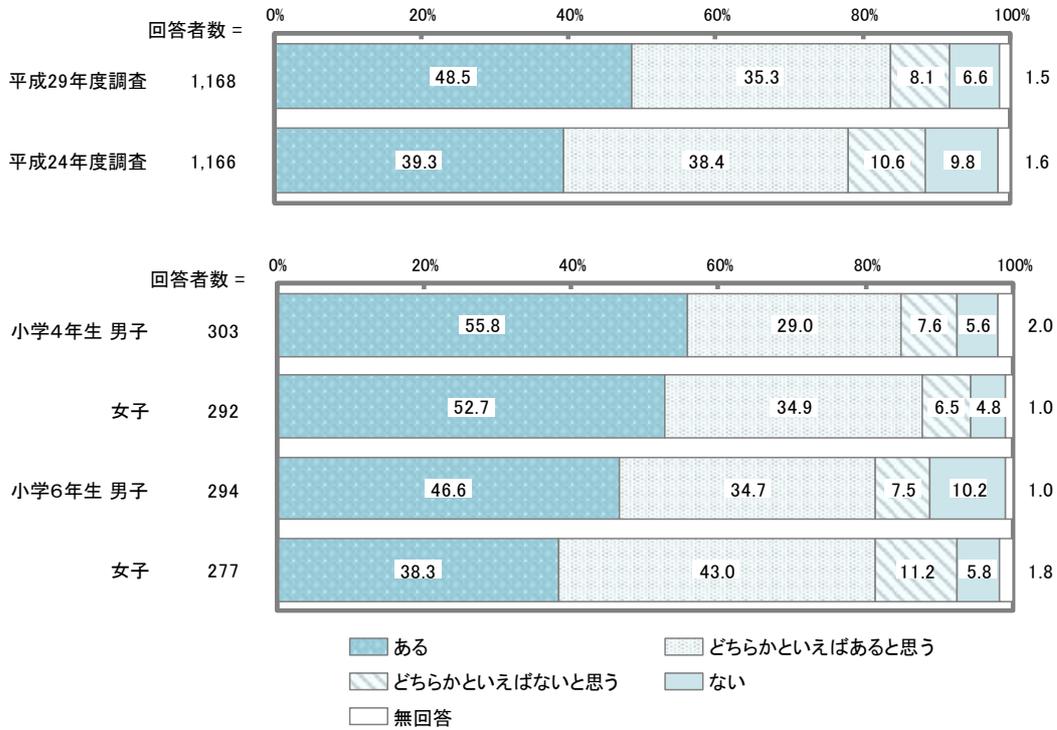
市民アンケート調査の結果では、学校教育の現場での課題として、「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」、「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」などが上位になっています。

西東京市の学校教育で、重要だと思うことは、「思いやりの心や、善悪の判断など、道徳心」が最も高く、「自ら学び、考え、主体的に行動する力」、「社会生活に必要な常識やマナー」があげられています。

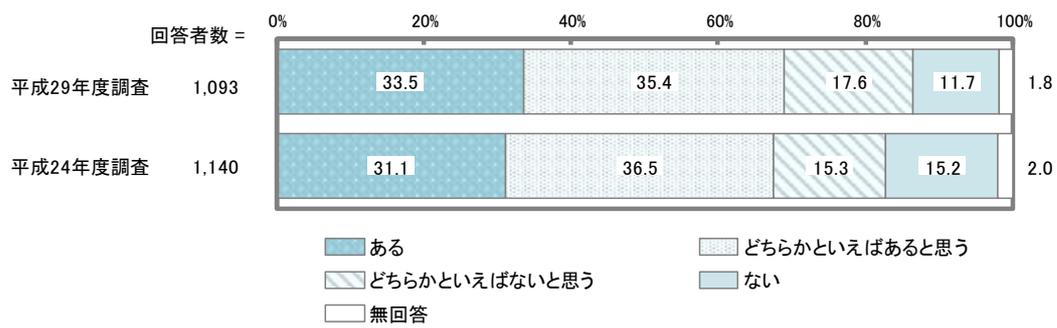
人権尊重の理念についての正しい理解や実践できる態度の育成を目指し、教育活動全体を通して人権教育を推進するとともに、体験的な学習活動などを通じて心の教育・道徳教育の充実を図ることが求められます。また、子どもたちの豊かな心を育むためには、学校は、家庭や地域社会と連携しながら、「西東京市子ども条例」の趣旨や理念を踏まえた教育活動を充実させていくことが求められます。



自分に自信のもてること（よいところ）はありますか（小学生）

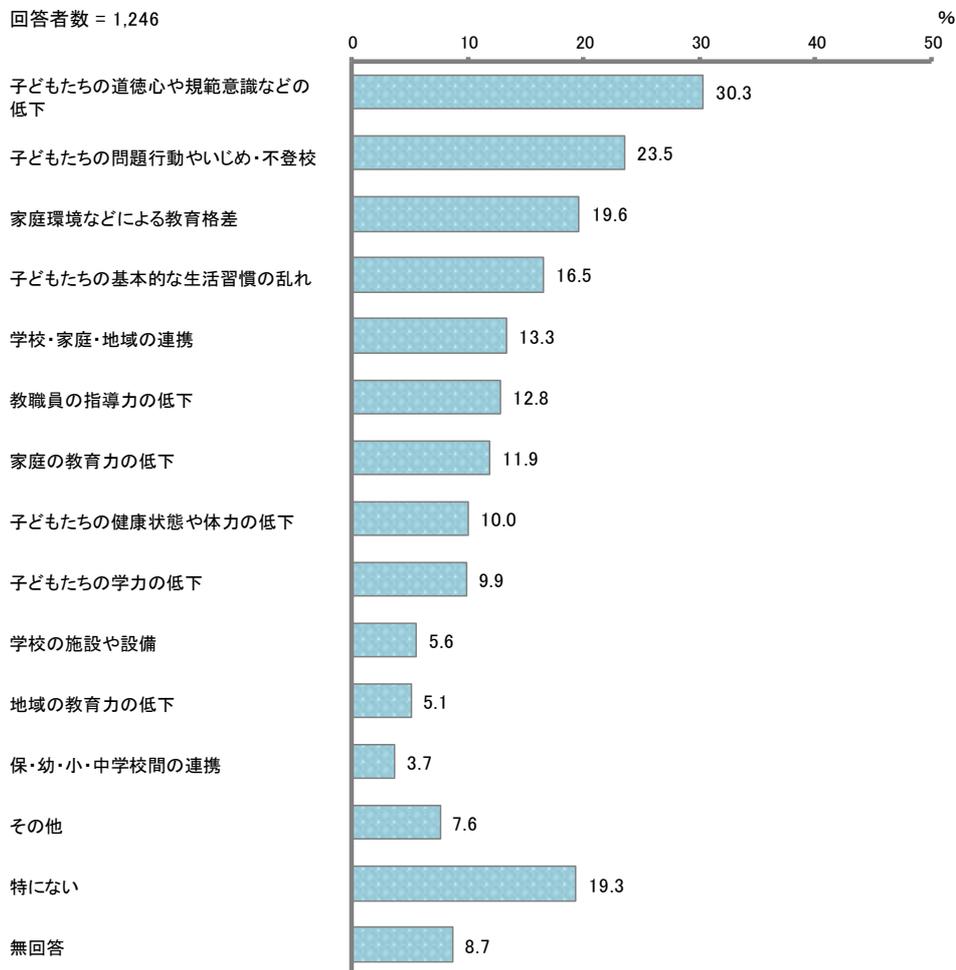


自分に自信のもてること（よいところ）はありますか（中学生）



西東京市の子どもたちや学校教育の現場で課題だと感じていることは何ですか（市民）  
（三つまで回答可）

回答者数 = 1,246



## ① 人権教育の推進

### 方向性

教育活動全体を通し、組織的・計画的な取組により、児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させ、実践できる態度を育成することを目指す人権教育を推進するとともに、自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実を図ります。また、生命尊重に関する教育や、子どもの権利に関わる教育についての指導も充実させます。

### 取組事業

#### ■ 自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実 [ 教育指導課 ]

各教科や道徳科、特別活動などの授業を通して、自尊感情や自己肯定感を高める教育の一層の推進を図ります。

#### ■ 人権教育及び子どもの権利に関わる教育の推進 [ 教育指導課 ]

暴力行為やいじめ、児童虐待などの問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、自分や他者を大切にする思いやりの心を育む人権教育の一層の推進を図ります。

#### ■ 生命尊重教育の推進 [ 教育指導課 ]

教育活動全体を通じて、学校飼育動物をはじめとする動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図ります。そのために、人権教育や道徳教育の充実、関係機関・地域との連携などを通して、生命を大切にする心を育む活動をより一層進めます。

### コラム

#### 西東京市子ども条例

西東京市では、市全体ですべての子どもたちがすこやかに育つ環境を整えるため、西東京市子ども条例を制定しました。

条例前文において、市として目指す在り方を次のように示しています。

「わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。」

教育委員会では、条例に定めるいじめや虐待、貧困防止等の取組を引き続き行っていくとともに、条例の内容と併せて子どもの権利普及等に積極的に取り組んでいきます。

## ② いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進

### 方向性

いじめについて、早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生み出す構造的な課題に目を向け、いじめの未然防止を目指した組織的な取組を進め、すべての子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めます。また、すべての子どもたちが自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育み、豊かな人間関係を構築できるよう、学校、家庭、地域等すべての関係者がいじめ問題の認識を深め、それぞれの役割を担いながら協力し、一体となって取り組めます。

### 取組事業

#### ■ いじめ防止対策の充実 [ 教育指導課 ]

児童・生徒のいじめを許さない心を育むとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友だちに知らせてすぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養い、いじめ防止対策の充実を図ります。

また、西東京市いじめ防止対策推進条例の趣旨や理念の実現を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、西東京市いじめ防止対策推進基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づいた取組を全市的に推進します。

#### ■ 健全育成の推進 [ 教育指導課 ]

児童・生徒が、自己の存在感を実感しながら、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、教員が児童・生徒理解を深めるとともに、生活指導の充実を図りながら、健全育成を推進します。

### ③ 道徳教育の充実

#### 方向性

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的な様々な価値について理解を深めるとともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養っていきます。そのために、答えが一つではない課題に子どもたちが向き合い、考え議論する教育を推進します。その中で、いじめ防止や社会のルールやマナー・規範意識の理解などについて育てていきます。

#### 取組事業

##### ■「特別の教科 道徳※」及び地域と連携した道徳教育の充実 [教育指導課]

道徳教育の一層の充実を図るために、教育委員会が実施する教員研修を充実させ、「特別の教科 道徳」に関する教員の指導力を向上させます。また、生命尊重に関する教育についても、学校における全教育活動を通して行っていきます。さらに、各校で実施する道徳授業地区公開講座の活性化を図ることで、地域と連携した道徳教育を推進します。

※特別の教科 道徳：学習指導要領が改訂され、これまでの道徳の時間が教科化され、「特別の教科 道徳」となる。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況等に関する評価が行われるようになる。

## ④ 読書活動の推進

### 方向性

学校が主体となって学校図書館を計画的に利活用するとともに、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。

### 取組事業

#### ■ 学校図書館を活用した読書活動の充実 [ 教育指導課 ]

蔵書検索、貸出しや返却などの管理の効率化を図ることができる図書管理システムを活用するとともに、司書教諭や学校司書との連携により、子どもたちの読書活動の習慣化を図ります。また、集中力を向上させるとともに、読書の楽しさを味わい、将来への夢や希望を抱く機会となるよう、情操教育の一環として、読書活動の活性化を推進していきます。



#### ■ 子どもの読書環境整備 [ 図書館 ]

「西東京市子ども読書活動推進計画」を推進し、保育園、幼稚園、学校、児童館、学童クラブなどでの、子どもたちの読書環境のさらなる整備を行います。



## 方向3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進

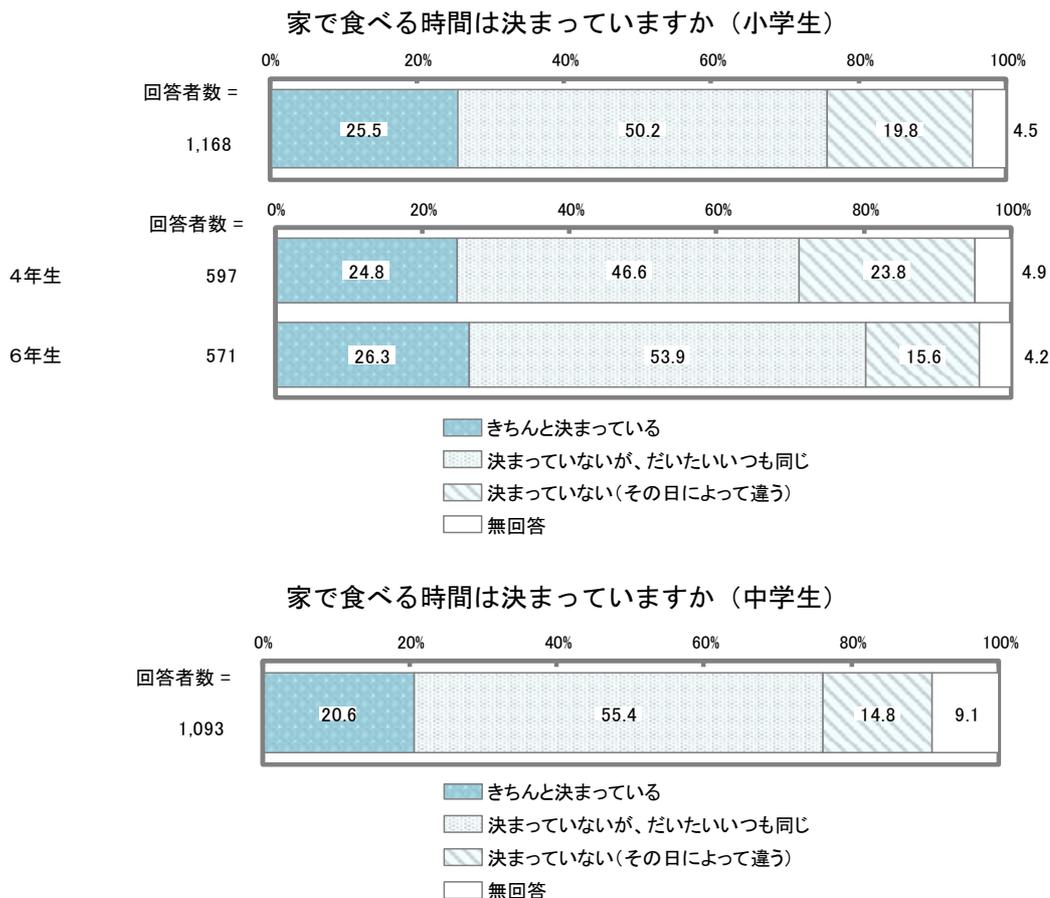
### 現状と課題

子どもへのアンケート調査の結果では、運動することについて、小学生の13.6%、中学生の21.7%が好きではないと回答しています。

子どもたちがより一層体を動かすことに親しみ、運動をする習慣を身に付け、体力の向上に積極的に取り組むことが大切です。

また、食事についてのアンケート調査の結果では、小学生の19.8%、中学生の14.8%が、家で食べる時間は「決まっていない（その日によって違う）」と回答しています。学年別にみると、6年生に比べ、4年生で「決まっていない（その日によって違う）」の割合が高くなっています。

食育<sup>\*</sup>指導の充実など保護者とも連携しながら教育活動全体を通じて子どもの体力の向上を図っていくことが必要です。



<sup>\*</sup>食育:「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」(食育基本法前文より) こと。

方向3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進  
施策① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

方向性

児童・生徒の体力の向上及び健康の保持・増進とともに、運動に親しむ態度や能力を育むために学校体育を充実します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、子どもが持つ運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育や健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付けることで、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培います。

取組事業

■健康に関する指導の充実 [ 教育指導課 ]

基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持・増進していくための能力や態度を養います。

■オリンピック・パラリンピック教育※の推進 [ 教育指導課 ]

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピックの理念について学ぶとともに、オリンピック・パラリンピックの教育的価値を体験的に学ぶオリンピック・パラリンピック教育を実施します。



タグラグビー交流会

※オリンピック・パラリンピック教育：2020年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせ、大会後も無形のレガシーとして引き継いでいくための教育活動のこと。

## ② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立

### 方向性

児童・生徒の偏った栄養摂取や朝食の欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身等の課題があげられることから、学校保健、学校給食、食育\*の充実により、子どもの心身の健康の保持・増進を図ります。

また、様々な食生活の課題を克服するためには、家庭との連携も大切です。食育に関する広報活動を積極的に展開し、食育の重要性を発信するとともに、家庭でも食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるように関係機関と連携を進めながら働きかけていきます。

### 取組事業

#### ■ 家庭と連携した生活習慣の確立 [ 教育指導課 ]

「早寝・早起き・朝ごはん」の励行をはじめ、食生活や睡眠時間、ゲームの使用時間の在り方などについて、保護者等と連携を図りながら、子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立させるための指導を充実します。

#### ■ 食育の推進 [ 学校運営課、教育指導課 ]

児童・生徒への食育指導はもとより、家庭においても食への関心が高まるような取組を継続実施します。



## 方向4 一人ひとりを大切にする教育の推進

### 現状と課題

これまで、固定制特別支援学級の増設や小学校特別支援教室<sup>※</sup>の開設を行うとともに、知的障害学級（知的タイプ）と自閉症・情緒障害学級（自閉タイプ）における教育課程の確立を図ってきました。また、教育支援システム<sup>※</sup>を開発することで、通常の学級においても、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めてきました。一人ひとりを大切にする教育の推進に関する事業は進展しましたが、保護者や地域の方等に対して周知することや、これまでの取組内容の一つひとつの丁寧な検証を行うことなどについて、今後検討していく必要があります。

### ① 校内体制の充実

#### 方向性

児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるよう、学校管理職を中心とした校内支援体制を充実させます。そのために、教職員間及び他機関との連絡・調整を担う各学校の教育支援コーディネーター<sup>※</sup>の役割を明確化し、支援体制を充実させるとともに、教育支援システムを用いた、個別的教育支援計画<sup>※</sup>や個別指導計画<sup>※</sup>の活用を推進します。

#### 取組事業

##### ■ 校内委員会の充実 【教育指導課】

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や支援対策を行うための校内委員会の充実を図ります。そのために教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努めます。

※特別支援教室：通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある児童を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室で、東京都は平成30年度に小学校、2021年度までに中学校での導入を進めている。西東京市では、巡回指導教員が在籍校に巡回し、児童が個別課題に取り組むため、すべての小学校に設置している「L教室」と、児童が週1回通い、小集団指導によるコミュニケーションや対人関係など社会性を養うため、拠点校に設置している「S教室」がある。

※教育支援システム：児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめ、市立学校教員が入力・作成可能なシステムのこと。児童・生徒に関する“気づき”を記録する「一覧表」、 “気づき”を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する「個別的教育支援計画」、指導や支援のより具体的な内容や期間等を記入する「個別指導計画」の三つの書式を効率的に作成することができる。学年進行や転学、進学時などの引継ぎや連携も可能。

※教育支援コーディネーター：各学校の教員で、関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職名のこと。

※個別的教育支援計画：教育支援システムの解説を参照。

※個別指導計画：教育支援システムの解説を参照。

■校内支援体制の人的環境整備 [ 教育指導課、教育支援課 ]

通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めていくために、人的環境を整備・調整し、内容の充実を図ります。

■教育支援システム<sup>※</sup>の活用の推進 [ 教育支援課、教育指導課 ]

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、校内で共有し、計画的、継続的に適切な支援を行うことができるよう教育支援システムを用いた、個別の教育支援計画<sup>※</sup>や個別指導計画<sup>※</sup>の活用を推進します。

## ② 個に応じた教育実践の内容の充実

### 方向性

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のある子どもの自尊感情を高め、能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立ができるよう個々の教育的ニーズに的確に応えた、多様で柔軟な取組を推進します。特別支援教育体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の充実を図り、一人ひとりの障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細かな指導を行います。

また、通常の学級に在籍する児童・生徒に対しても、個々の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるようにします。

### 取組事業

#### ■ 特別支援学級、特別支援教室\*の内容の充実 [ 教育指導課 ]

市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成します。また、特別支援学校との連携も進めます。



#### ■ 通常の学級における支援の充実 [ 教育指導課 ]

通常の学級の児童・生徒についての実態把握、授業のユニバーサルデザイン\*、個別の配慮、個別の対応について、内容の充実を図ります。そのために、学校における支援方針の検討の充実、効果的な支援策等の情報の共有を進めます。

※ユニバーサルデザイン：ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

■ 発音や話し方に関する課題への早期対応 [ 教育指導課、教育支援課 ]

西東京市独自の取組として、小学1年生全員を対象に、「発音・話し方調べ」を行い、発音等に係る課題の早期発見と早期対応に努め、必要に応じて専門的指導を継続します。

■ マルチメディアデジター\*の活用 [ 図書館、教育指導課 ]

学校と連携し、障害があるために学習・読書が困難な児童・生徒のために、図書館で所蔵するマルチメディアデジター資料を提供します。

③ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

方向性

一人ひとりを大切にできる教育を推進するために、本教育について保護者や地域の方等に分かりやすく説明し、理解を広げていきます。また、最新の知見、先駆的な実践事例を学校に示すなど、学校を支援する体制を強化させます。さらに、中学校特別支援教室\*の開設に向けて、必要な支援を充実させていきます。

取組事業

■ 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実 [ 教育指導課 ]

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズを捉え、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導になるように教員研修を充実させ、教員の資質能力の向上を図ります。

■ 特別支援学級、特別支援教室における指導の充実 [ 教育指導課 ]

特別支援学級や特別支援教室における教員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施します。また、指導上の課題等について、学校管理職を含む検証会議を定期的開催し、課題解決に向けた方策を検討します。

\*マルチメディアデジター：音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して出力され、読み上げているフレーズの色が変わり（ハイライト機能）、どこを読んでいるのかが一目でわかる。通常の書籍を読むことが困難な学習障害・発達障害・知的障害・上肢障害・視覚障害・寝たきりの人等様々な人が利用できるデジタル図書のこと。

方向4 一人ひとりを大切にする教育の推進  
施策③ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

■教育委員会から学校への専門家派遣 [教育支援課、教育指導課]

各学校に教育支援アドバイザー<sup>※</sup>等を定期的に派遣し、校内委員会の運営、個別の教育支援計画<sup>※</sup>・個別指導計画<sup>※</sup>の作成等に関する助言を行うことで、校内支援を充実させます。

■中学校特別支援学級及び特別支援教室<sup>※</sup>の充実

[教育企画課、教育指導課、学校運営課、教育支援課]

ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を整備するほか、東京都の整備方針に基づき、中学校特別支援教室の全校設置に向けて取り組みます。

■教育的ニーズに応じた就学相談の充実 [教育支援課]

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用を推進を図るため、教育委員会が就学前機関や学校と連携を強化するとともに、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧で分かりやすい就学相談を行います。

※教育支援アドバイザー：市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を行う専門家で、特別支援教育士等があたる。

## 基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

### 方向1 相談・支援の充実

#### 現状と課題

子どもが成長して、自分らしく生き、社会に参加して生活する大人になっていくためには、健康な心の育ちが欠かせません。健康な心とは、主体的に考え行動できる力、現実を客観的に認識できる力、不安や不満への耐性力、困難な状況进行处理する適応力、自由に遊べる柔軟性等を備えた心であると考えられます。したがって、子どもが、安全・安心な環境の中で、基本的信頼感や自己肯定感とともに、他者の存在や感情・周囲の状況に対する感受性や共感性を育むことが必要です。

子どもたちは、家庭、地域、幼稚園・保育園、学校等における日常生活の中での様々な体験を通してそれらを獲得していきます。子ども一人ひとりの個性や状況によりその様相は異なりますが、どの子どもにも、「心の健康」がより安定的に育まれることが必要です。また、経済状況の変化や地域との関係の希薄化等により、保護者の子育てにまつわる不安や負担感が増しています。さらに、災害や子どもが巻き込まれる事件・事故等により子どもの心身の健康に大きな影響を与えることもあります。

このような状況に対応するため、専門性を備えた相談員を配置し、適切な支援を行う体制を充実させる必要があります。

## ① 教育相談センターにおける相談・支援の充実

### 方向性

子どもたちの「心の健康」を育成するため、臨床心理士等の専門家による個別の相談・支援を充実させます。

### 取組事業

#### ■ 子ども・保護者への心理的支援の充実 [ 教育支援課 ]

子どもの心身の発達への心配や、幼稚園・保育園、学校での生活や学習、親子関係や子育て等についての相談を受け、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、必要に応じて専門的なカウンセリングや心理療法等を行い、子どもの心身の成長を支援します。

#### ■ 相談員等の資質向上 [ 教育支援課 ]

日常的なカンファレンスやOJT※、定期的な事例検討による研修を行い、社会情勢や社会的な事件、専門的知識等の情報収集に努め、相談員等の資質向上を図ります。



※OJT：On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

## ② 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実

### 方向性

子どもや家庭の状況に応じた適切な情報を保護者に提供するとともに、関係機関と連携を図り必要な支援につなげていきます。また、個別の相談・支援と地域や幼稚園・保育園、学校等の日常生活とのつながりを大切に支援します。

### 取組事業

#### ■ 保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実 [ 教育支援課 ]

保護者の子どもに関する不安や心配なことについて、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、子どもや保護者に適時適切な情報を提供します。また、必要に応じ関係機関での支援につなげるためのネットワークを充実させます。

#### ■ 切れ目ない支援体制 [ 教育支援課 ]

就学支援シート※の活用や、保育園への臨床心理士等の派遣等を通して、就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図ります。関係各課との連携により、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を充実させます。

※就学支援シート：未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要なと思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

## 方向2 学校における教育支援体制の充実

### 現状と課題

児童・生徒の「心の健康」を育成するためには、情緒的・認知的成長の重要な場である学校の日常生活の中に支援の仕組みをつくる必要があります。授業や休み時間、部活動等の学校生活における児童・生徒と教員等との関わりの中で行う一次的支援、児童・生徒のサインに気づき、早期対応を行う二次的支援、専門的なアセスメントに基づく三次的支援など段階的な教育支援体制を充実させる必要があります。

市民アンケート調査の結果では、一人ひとりに応じた支援の充実のために必要な取組として、「子ども一人ひとりの実態に応じた相談体制の強化」、「すべての子どもたちがともに学ぶことができる教育の充実」があげられています。また、いじめや不登校などの問題を防止するために必要なこととして、「学校の先生が児童・生徒を注意深く観察し、状況を把握すること」、「専門の相談員（スクールカウンセラー<sup>※</sup>）に、いつでも悩みを相談できること」などが上位になっています。

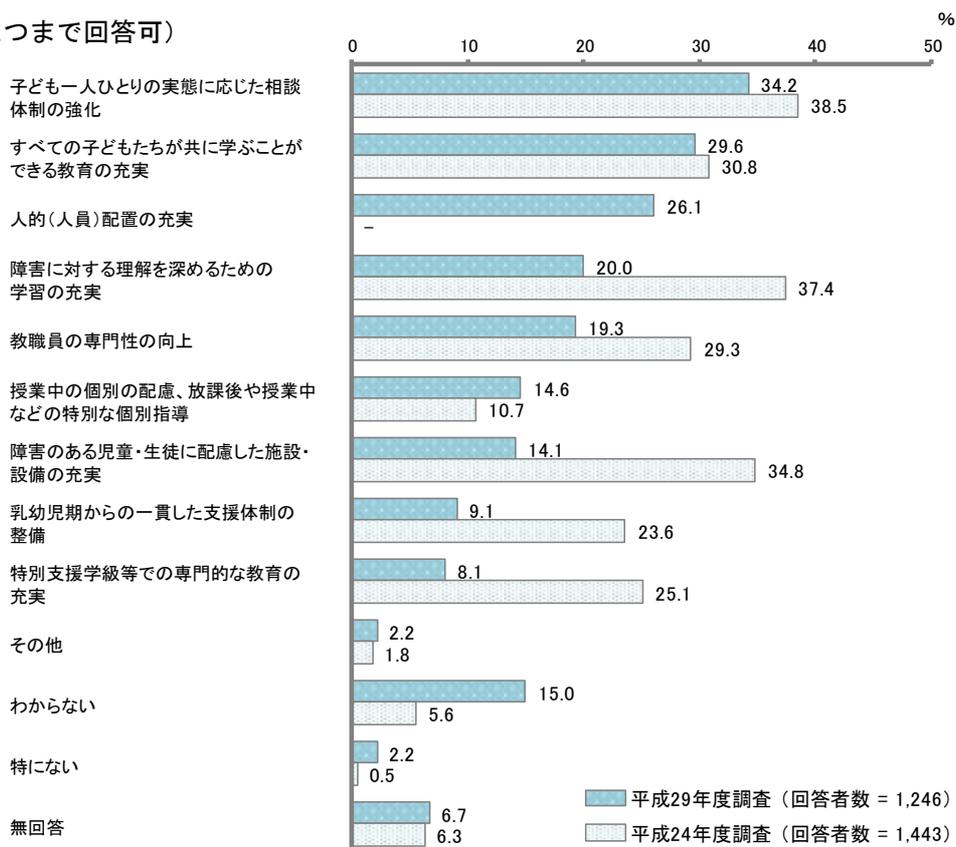
児童・生徒の抱える問題の複雑化、多様化によって、学校だけでは解決できない問題が増えており、早期に問題の本質を理解し、適切に対応するためのケース会議<sup>※</sup>の開催など、学校への支援体制の充実を図っていく必要があります。

※スクールカウンセラー：学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

※ケース会議：児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

一人ひとりに応じた支援について、どのような取組が必要だと思いますか（市民）

（三つまで回答可）

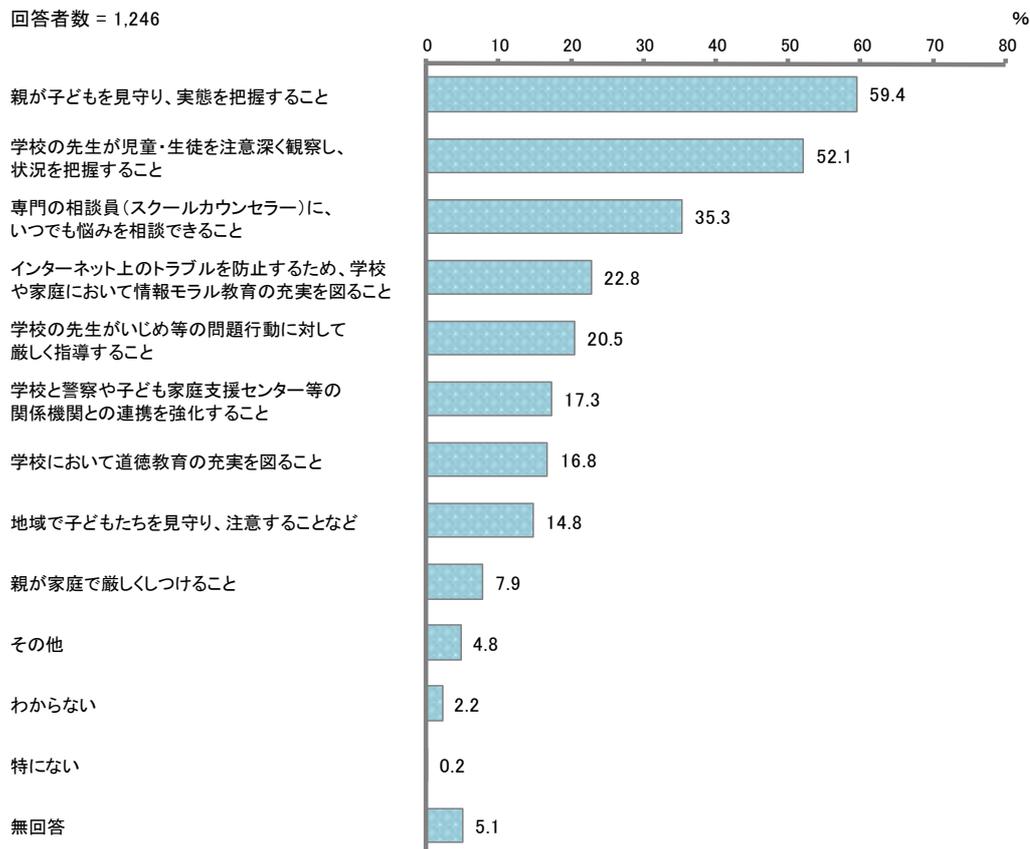


※平成 24 年度調査には「人的（人員）配置の充実」の選択肢はありません。

いじめや不登校などの問題を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか（市民）

（三つまで回答可）

回答者数 = 1,246



## ① 児童・生徒の「心の健康」の育成

### 方向性

すべての児童・生徒に対し、学校生活で様々な課題に取り組む上で必要な能力を身に付ける発達促進的支援や、困難を予測した予防的な支援を行います。また、児童・生徒の変化やサインに気づき、早期に対応できる体制を整えます。

### 取組事業

#### ■教員の気づきをつなげる校内体制〔教育支援課〕

児童・生徒の変化やサインに気づき、校内で情報を共有して対応するため、校内委員会や教育支援コーディネーター<sup>※</sup>の役割の充実など、校内体制を整えます。児童・生徒を多面的に理解するために、スクールカウンセラー<sup>※</sup>や教育委員会の臨床心理士等による専門的助言を活用します。

#### ■ストレスマネジメント等の「心の健康」教育〔教育支援課、教育指導課〕

学習や進路、人間関係など、様々なストレスを抱える児童・生徒に対して、ストレスに対する自己コントロール能力を育成するための健康教育を行います。

また、保護者に対して、家庭における児童・生徒のストレスへの対応方法等について啓発するとともに、学校と家庭が連携して「心の健康」教育に努めます。

## ② 学校と教育委員会との連携による支援の充実

### 方向性

教育委員会の専門家が学校を支援し、子どもの状況や家庭・学校状況等、多面的に捉えることにより理解を深め、必要な対策を検討します。また、行政における様々な支援を効果的に活用するため、学校と関係機関との連携を支援します。

### 取組事業

#### ■ スクールソーシャルワーカー\*の派遣 [ 教育支援課 ]

児童・生徒が抱える学校内では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教員と協議しながら問題の背景を見立て、対応方針を検討します。必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた支援を行います。早期発見と迅速で適切な対応により問題のさらなる深刻化を防ぎます。

#### ■ スクールカウンセラー\*の配置 [ 教育支援課 ]

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、日常的な児童・生徒との関わりの中で、児童・生徒や保護者の相談、教員等への助言などにより、学校の教育相談体制の充実を図ります。校内での情報共有、組織的対応を強化します。

#### ■ スクールアドバイザー\*の派遣 [ 教育指導課 ]

児童虐待やいじめの問題に対してスクールアドバイザーを学校に派遣します。また、関係機関と連携しながら早期発見・早期対応を図ります。

※スクールソーシャルワーカー：子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行う専門家。

※スクールアドバイザー：児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長等の職名のこと。

### ③ 不登校への対応

#### 方向性

不登校は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはいけません。不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、不登校は、児童・生徒からの何らかのサインと捉えることが必要です。単に登校を促すのではなく、どのような要因や背景を抱えているのかを理解した上で適切な支援を行うことが大切です。また、小学校と中学校の連携により児童・生徒についての理解を引き継ぎ、組織的対応により増加傾向にある中学生の不登校の未然防止と早期対応に努めます。将来的な社会的自立を目指した支援を引き続き行います。

#### 取組事業

##### ■早期対応の充実〔教育支援課、教育指導課〕

児童・生徒の欠席に対して理由や状態を把握し、不登校の予兆がある場合には早期に対応します。スクールカウンセラー\*の専門性を活用し、欠席が続く背景を校内で検討し、児童・生徒及び保護者に対し適切な関わりを組織的に行います。必要に応じてスクールソーシャルワーカー\*と連携します。

##### ■不登校の未然防止〔教育支援課、教育指導課〕

不登校の発生率は、小学校よりも中学校の方が高い傾向にあります。不登校になる中学生は、既に小学校時代に何らかのサインが現れていることが多いことに着目して、小学校と中学校が連携して、情報交換や協議を行い、組織的に初期対応を図ることで、「中1不登校未然防止」に取り組みます。

## 方向3 学校を支える多様な教育資源の充実

### 現状と課題

現在、市内には、不登校の児童・生徒を対象とした適応指導教室「スキップ教室」※、不登校やひきこもり傾向にある児童・生徒の活動の場としての不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」※が設置されています。また、外国語を母語とする児童・生徒等のための「日本語適応指導」があります。

それらを必要とする児童・生徒や保護者に、適切に情報提供し、利用できるようにすることが大切です。また、一人ひとりのニーズの的確な把握と対応に努める必要があります。

### ① 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

#### 方向性

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習・生活支援の環境を整えるところに、関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を継続的に行います。

#### 取組事業

##### ■ 適応指導教室 [ 教育支援課 ]

適応指導教室「スキップ教室」では、様々な要因による不登校の児童・生徒を対象に、個に応じた学習指導・生活指導、行事等を通じて児童・生徒の心や日常生活の安定を図ります。在籍校や家庭と連携しながら、社会的自立や学校復帰への支援を行います。

##### ■ 不登校ひきこもり相談室 [ 教育支援課 ]

ひきこもり傾向にある児童・生徒や義務教育終了後、進学や就職等をせず社会との接点が希薄になっている若者やひきこもり状態にある若者を対象に、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」で、相談、家庭訪問、居場所の提供、学習や体験活動、キャンプ等を実施し、社会的自立への一歩を踏み出す支援をします。

※適応指導教室「スキップ教室」：市立小・中学校に在籍し、不登校になっている児童・生徒を対象に、毎日通える教室として設置。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2箇所がある。

※不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」：18歳までの不登校又はひきこもりの状態にある児童・生徒等の相談及び支援と、不登校又はひきこもりの児童・生徒等の家族の相談及び支援を事業の基本として、一人ひとりの成育歴、潜在能力、生活環境などを細かにアセスメントしながら、居場所又は相談の場所を提供し、具体的な支援を用いて何らかの社会的活動の場へ参加していけるよう、成長を促すことを目的として設置している。

方向3 学校を支える多様な教育資源の充実  
施策① 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

■日本語適応指導 [ 教育指導課 ]

日本語が話せないために学習活動に適応することが困難な児童・生徒を対象に、初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施します。

## 基本方針3 持続可能な社会<sup>※</sup>の創り手を育むための教育環境の充実にに向けて

### 方向1 時代の変化に対応した学習環境等の整備

#### 現状と課題

多様化・高度化する学校教育への要請に応えるためには、保護者や地域住民の意向を踏まえた教育環境を整備し、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

また、入学・進学等、接続期の子どもの心理的不安を和らげ、学ぶ意欲や自尊感情を高めるためにも、小・中学校の9年間を見通し、育ちと学びの連続性を重視していくとともに、現状の校舎などの劣化状況を踏まえ、建替えや長寿命化、適正規模・適正配置等を視野に入れた計画を策定していく必要があります。

#### ① 小中一貫教育の推進

##### 方向性

小中一貫教育を目指して、小・中学校が児童・生徒の9年間の学びと育ちの姿を共有し、児童・生徒の発達段階に即した、系統的・継続的な学習指導・生活指導を行います。義務教育9年間で修了するにふさわしい学力・体力・社会性を児童・生徒が身に付けられるよう取組を進めます。

##### 取組事業

##### ■ 小中一貫教育の推進 [ 教育企画課、学校運営課、教育指導課、教育支援課 ]

西東京市では、一つの小学校から複数の中学校に進学している状況にあるため、全市立小・中学校で統一した取組を行うことで、系統的な指導を目指していきます。全市立小・中学校が互いに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な指導を目指す教育を進めます。あわせて、西東京市の小中一貫教育の在り方について、引き続き調査・研究します。

##### ■ 教育支援システム<sup>※</sup>の小中連結 [ 教育指導課、教育支援課 ]

教育支援システムを用いて、保護者の同意を得た上で、個別の教育支援計画<sup>※</sup>や個別指導計画<sup>※</sup>を小学校から中学校に引き継ぐことで、一人ひとりに応じた教育支援を継続していきます。

## ② 学校の教育環境の整備

### 方向性

児童・生徒に対する良好な教育環境の整備を進め、今後も、学校の実情に合わせて人にやさしい教育環境の推進を図ります。

#### 取組事業

##### ■学校選択制度の実施〔教育企画課〕

小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、住所地の指定校以外の学校を選べる学校選択制度を実施します。この制度は、保護者や子どもたちの希望に配慮するとともに、特色ある教育・学校づくりにつながる取組です。学校規模や教育環境等に影響がないよう、引き続き、適正な受入れ枠の設定に努めるとともに、学校選択制度の今後の在り方についての検証を行います。

##### ■介助員制度の実施〔教育企画課〕

通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、移動等の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介護負担の軽減を図るため、合理的配慮<sup>\*</sup>の考え方に基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を行います。

##### ■バリアフリー化の推進〔学校運営課〕

各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。

##### ■環境に配慮した学校施設の整備〔学校運営課〕

環境負荷の低減を図るため、学校施設の屋上緑化を含む緑化を推進します。また、雨水の利用、太陽光を利用した発電、LED照明などの省エネ対策を進めます。

<sup>\*</sup>合理的配慮：障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

■ 幼稚園・保育園・小学校間の連携強化 [ 教育指導課、教育支援課 ]

子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、スタートカリキュラム作成等の幼稚園・保育園の就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組みます。また、子どもたちが、教育環境の変化の中で抱える問題を緩和させるため、就学支援シート\*の活用や幼・保・小の交流や教育内容の連続性の確保など、相互の交流に向けた検討を行います。

③ 学校給食環境の整備

方向性

学校給食の実施に必要な施設・設備の整備と適切な維持管理を行うとともに、衛生管理上の観点からのドライシステム整備についても、校舎の建替え等の機会を通じ取り組みます。

給食に使用する食材については、「西東京市学校給食食品購入安全基準」に沿った確認を行い安全性の確保を図ります。また、地場産農産物を積極的に活用することで、新鮮で身近な食材の使用を推進します。

食物アレルギーの対応については、西東京市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、教育委員会及び全市立小・中学校に「食物アレルギー対応委員会」を設置し、食物アレルギー事故を未然に防止する方策や事故発生時の対応などについて研究・協議等を行います。

取組事業

■ 給食室の改築・整備 [ 学校運営課 ]

校舎建替え時に、小学校は、学校給食衛生管理基準に準拠した給食室に改築します。

■ 地場産農産物の積極的活用 [ 学校運営課 ]

可能な限り西東京市産の農産物を活用するとともに、生産者を示すことで、食への興味・関心度を高める工夫を行います。

■食物アレルギーの対応 [ 学校運営課 ]

西東京市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、アレルギー対応を行います。

また、万が一の事態に備え、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインを継続します。

④ 情報教育環境の整備

方向性

児童・生徒が、「自ら学び、考える」ための情報収集や、情報を安全に活用する能力を身に付けるための情報教育の充実・推進を図るため、情報システムの最適化や、情報機器や情報通信ネットワークの効率的な整備を推進していきます。

今後も学校におけるコンピュータ機器や、教育情報通信ネットワーク、教育用ソフトの充実を進め、子どもたちが情報を扱う能力を身に付け、高度かつ複雑な情報を適切に利用できるようになることを目指します。

取組事業

■ICT\*環境整備 [ 教育指導課 ]

市立小・中学校におけるICT教育のさらなる充実や、教員一人ひとりがICTを活用した授業改善等を行うことができる環境の整備に努めます。

特に中学校におけるICT機器を活用した授業等の充実に向けた環境整備を重視し、全市立中学校に、短焦点方式のプロジェクターと授業用ノートパソコンを整備します。また、短焦点方式のプロジェクターを活用した電子黒板やデジタル教科書、校内無線LANの整備等を計画的に進めます。



## ⑤ 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理

### 方向性

「西東京市公共施設等総合管理計画」や「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」などを踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置や、老朽化した校舎などの計画的な建替えなどについての検討を進めます。

### 取組事業

#### ■ 学校施設の適正規模・適正配置の検討 [ 教育企画課、学校運営課 ]

全国的に少子化が進展する中で、西東京市の児童・生徒数は地域により偏りが出ている状況です。引き続き、児童・生徒数推計など様々な視点で学校施設の適正規模・適正配置の検討を行い、子どもたちにとってよりよい学校環境づくりを目指します。

#### ■ 学校施設個別施設計画の策定 [ 学校運営課 ]

学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能及び性能を確保するために「学校施設個別施設計画」を策定します。



2021年竣工予定の中原小学校（完成予想図）

## 方向2 学校経営改革の推進

### 現状と課題

学校において教員は、学習指導や児童・生徒指導等の幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新たな課題として新学習指導要領への対応なども求められている中、国の調査において教員の長時間勤務が指摘されていることから、教員の業務の負担軽減等の方策について検討することが求められています。

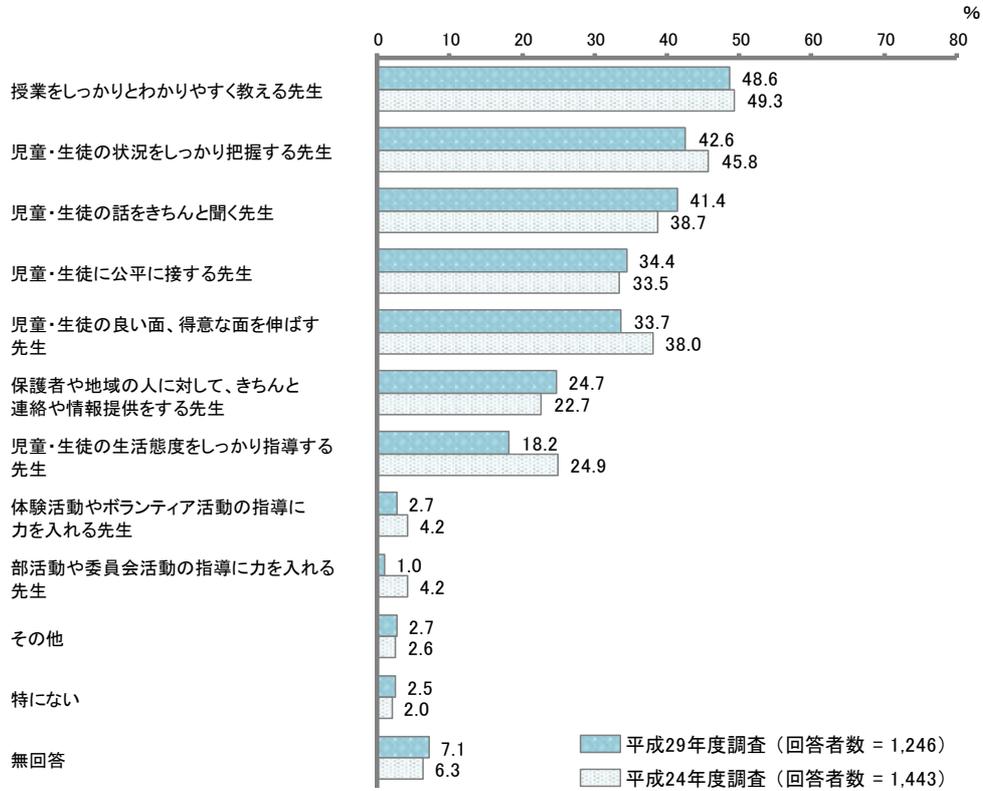
市民アンケート調査の結果では、望ましい小学校・中学校の教員像として、「授業をしっかりとわかりやすく教える先生」、「児童・生徒の状況をしっかりと把握する先生」、「児童・生徒の話をきちんと聞く先生」などがあげられています。

子どもたちを取り巻く環境が変化を続ける中、教員が学校における多様な課題に対応する一方で、時代に即した新たな教育を実践していくためには、教員が学び続けようとする活動をしっかりと支えていくことが重要です。

また、学校は、家庭や地域へ積極的に情報提供するとともに、学校評価を通して教職員が学校運営の成果や課題の共通理解を図り、その結果を広く公表することで、保護者や地域住民が学校運営についての理解を深め、信頼される学校づくりを進めることができます。

学校現場と教育委員会との連携を一層強化し、学校組織の機能を強化するとともに、教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図ることが重要です。

西東京市の小学校・中学校の先生は、どのような先生が望ましいと思いますか（市民）  
（三つまで回答可）



## ① 学校組織の活性化

### 方向性

学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校運営連絡協議会※等を一層充実させます。

学校経営改革の推進の中で、適切な学校運営がなされ、学校経営の質の向上を図ることができるよう、教育委員会による学校訪問監査を適宜実施していきます。

また、学校が抱える様々な課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、支援を充実させます。

### 取組事業

#### ■ 学校経営計画の活用 [ 教育指導課 ]

学校ごとに作成した「学校経営計画」において、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、内部の評価だけでなく保護者等からのアンケート結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、ホームページ等を通して市民への公表を積極的に進めます。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を支援していきます。

#### ■ カリキュラム・マネジメント※の推進 [ 教育指導課 ]

学校は、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、学校の教育活動の質的向上を図るためのカリキュラム・マネジメントを推進します。

※学校運営連絡協議会：学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携の在り方などについての協議・助言を目的とし、学校職員・保護者・地域の関係機関の代表者などで構成される。

※カリキュラム・マネジメント：児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

■地域住民の参画による学校運営連絡協議会※の一層の充実 [ 教育指導課 ]

学校経営に関する情報を地域に公開し、学校に対する市民の評価や助言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるように、全市立小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を充実させていきます。また、その中で学校評価における学校関係者評価を行い、市民に公表していきます。また、学校評価についてはカリキュラム・マネジメント※と関連付けながら実施するよう努めます。

■教職員の経営参画意識の向上 [ 教育指導課 ]

各学校において、校長の経営方針の下に、教職員が適切に役割を分担し、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行います。

■部活動の在り方 [ 教育指導課 ]

部活動は学校生活を豊かにすることができる教育活動です。そのために、適切な運営のための体制の整備や合理的で効率的・効果的な活動推進のための取組、適切な休養日等の設定などについて取り組めます。

■学校訪問監査 [ 学校運営課、教育指導課、教育企画課 ]

教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録、また、予算執行に係る契約関係書類や備品登録台帳などについての監査を定期的に行い、サービスや事務の執行管理などの適正化を図ります。

## ② 学校における働き方改革の推進

### 方向性

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実が求められています。一方で教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

これらを踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」による、教員の長時間労働の改善に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ります。

### 取組事業

#### ■学校における働き方改革の推進〔教育指導課〕

教員が子どもたちのために力を十分に発揮できる環境を整えるために、学校における働き方改革を推進します。

#### ■人的支援の推進〔教育指導課〕

教員が自らの専門性を発揮して、児童・生徒としっかり向き合える時間を確保するとともに、授業準備や研修等に時間を充て、その資質を高めることができるよう、専門家等の人的支援の推進を図ります。

#### ■教職員の健康管理〔教育指導課〕

教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境を整えていきます。健康診断やストレスチェックを実施するとともに、労働安全衛生管理体制の整備も進めます。

#### ■学校給食費の公会計化〔学校運営課〕

教員の負担軽減及び給食材料の安定供給等を目的とした、給食費の公会計化を検討します。

#### ■副校長の校務軽減〔教育指導課〕

副校長が担っている業務を整理し、本来の業務に専念できる時間を増やすことで、学校経営力の向上を目指します。また、そのために必要な環境を整備していきます。

#### ■校務支援システム<sup>※</sup>の充実〔教育指導課〕

教職員の校務負担の軽減や情報共有の推進を図り、学校における校務効率化の実現や教育の質を向上させることを目的として、統合型校務支援システム等の導入について検討します。

※校務支援システム：情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの。

## 方向3 学校を核とした地域づくりの推進

### 現状と課題

市民アンケート調査の結果では、子どもたちを取り巻く環境で、近年、希薄化していることとして、「地域社会での人間関係」があげられており、地域に開かれた学校にするために大切なこととして、「学校だよりやホームページなどにより、学校や子どもの様子を積極的に公開する」、「登下校時の見守りや本の読み聞かせ、校内環境整備など様々な活動を行う学校支援ボランティアを積極的に受け入れる」、「教育や子どもの問題について、学校・家庭・地域が話し合う場を設定する」などが上位にあげられています。

また、学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なこととして、「学校・家庭・地域間の情報交換をスムーズに行うこと」をあげる市民が特に多くなっています。

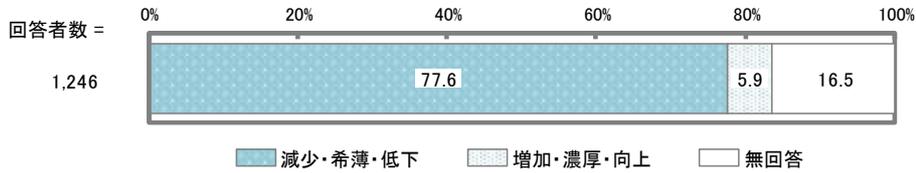
一方、参加・協力してもよい身近な小学校・中学校の取組やそこを拠点として行われる地域の活動として、「学校の行事やイベント」、「学校で行われる地域のスポーツ・文化活動」があげられていますが、地域の活動を行うにあたって困る点は、「どうやって活動すればいいかわからない」、「開催されている活動場所などを知らない」などの意見があがっています。

社会情勢の変化により、地域において人と人との関わり合いの中で学ぶ機会や、そうした場の確保が難しくなっています。このような変化の中、次代を担う子どもたちが必要とする、多様な体験や活動を行うことができる場を地域で充実させていく必要があります。

地域には、学校、行政機関、PTA等、NPO・民間団体、企業、各種団体など、様々な組織・団体があるほか、ボランティア活動等に関わる個人も多くいます。こうした幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの成長を支え、子どもとの関わりの中で大人もともに学び合い育ち合うことのできる仕組みの構築が必要です。そのためには、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを学校と保護者や地域が共有し、地域と学校が相互に連携・協働していくことが大切です。

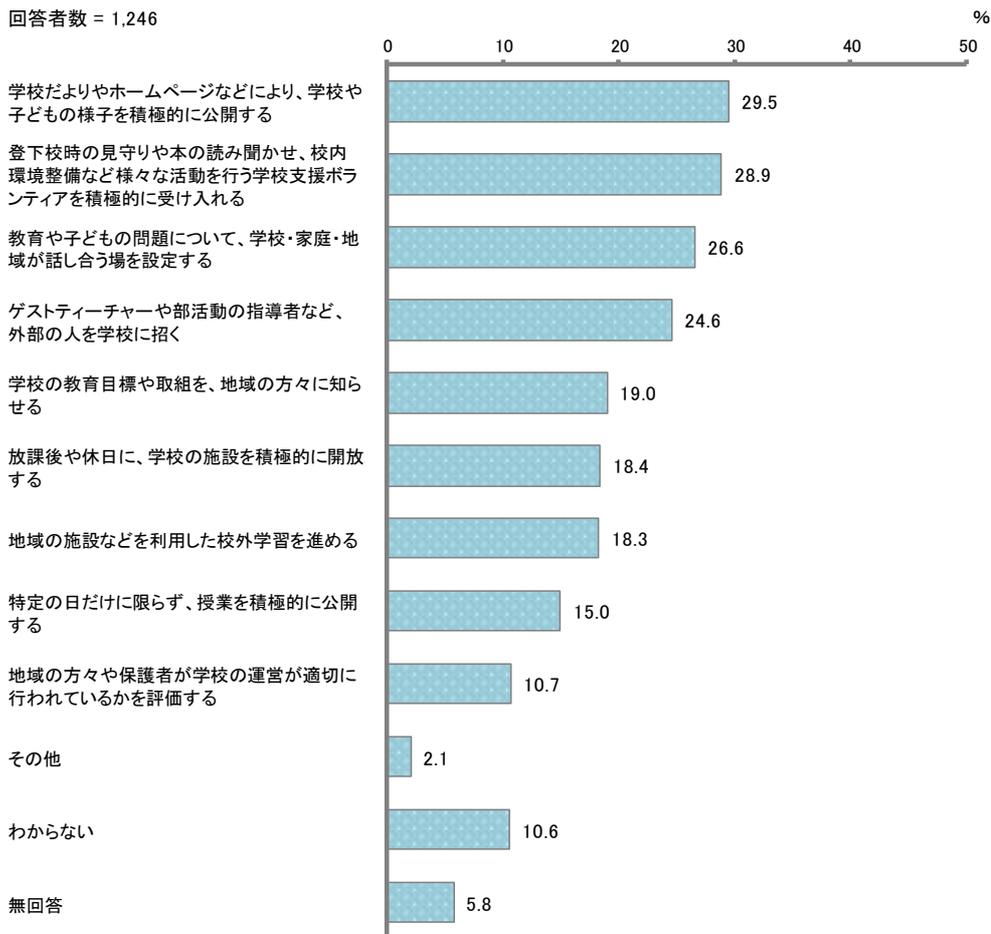
子どもたちを取り巻く環境は、この数年、どのように変化してきたと思いますか

【地域社会での人間関係】（市民）



地域に開かれた学校にするために、何が大切だと思いますか（市民）

（三つまで回答可）



## ① 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

### 方向性

子どもたちが地域の協力を得て成長していくことができる仕組みの充実を図り、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めます。

### 取組事業

#### ■放課後子供教室〔社会教育課、図書館〕

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動等ができる場として、地域の協力を得て放課後子供教室の充実を図るとともに、運営体制についての検討も行います。

また、放課後子供教室に、図書館職員が参加し、子どもたちと本との出会いの場を設定します。



#### ■地域学校協働本部※の研究〔社会教育課、教育指導課〕

幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動※）を推進する体制である「地域学校協働本部」の設置に向けて、調査・研究を進めます。

※地域学校協働本部：幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素を必須とすることが重要とされている。

※地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指し、社会教育法第5条第2項に規定されている。

方向3 学校を核とした地域づくりの推進  
施策① 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

■各種機関・組織等との連携

〔教育企画課、学校運営課、教育指導課、教育支援課、社会教育課、公民館、図書館〕

市内及び近隣地域の各種機関・組織等との協働事業をはじめ、学校がそれぞれの地域に存在する各種機関・組織等と連携しながら学校づくりを進めます。

■コミュニティ・スクール<sup>\*</sup>やPTA等との連携に関する研究

〔教育企画課、教育指導課、社会教育課〕

学校が目指す教育ビジョンを地域や保護者と共有しながら実現させるために、コミュニティ・スクールやPTA等との連携の在り方等、学校と保護者・地域との協働に関する研究を行います。

■副籍制度<sup>\*</sup>の推進〔教育指導課、教育支援課〕

市内居住の特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事等への参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うことで、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、学校から積極的に副籍制度による交流の実施を進めます。

※コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいた仕組みのこと。

※副籍制度：特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接・間接の交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

## ② 安全・安心な教育環境の推進

### 方向性

地域安全マップづくりや防犯ブザーの配布、防犯マニュアルの整備、避難所運営協議会の開催や、防災訓練などの取組を継続するとともに、警察と市が連携したリアルタイムの情報発信や、近隣市と連携した広域的な情報共有における仕組み、市民との連携などについても検討を進め、子どもたちの安全・安心の取組を進めます。

### 取組事業

#### ■ 登下校の安全対策 [ 教育企画課、教育指導課 ]

関係機関、保護者や地域等と連携・協力を図りながら、通学路の安全点検等を行うとともに、登下校時の見守り体制の整備に取り組みます。また、防犯ブザーの配布や通学路に設置している防犯カメラの位置の周知などを行うとともに、地域安全マップの作成などの安全教育を推進することにより、子どもたち自らが危険を回避することができるよう、安全対策のより一層の充実に努めます。

#### ■ 地域ぐるみの学校安全体制づくり [ 教育企画課、教育指導課 ]

小学校では、児童が安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら、安全管理に関する取組を行っています。そのため、学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員（スクールガード・リーダー※）を各市立小学校に派遣し、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、学校の安全管理に関する取組の充実に努めます。

※スクールガード・リーダー：学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。各市立小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。

## 方向4 家庭における教育力の向上

### 現状と課題

家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などとともに、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、家庭や地域における「教育力」の向上が課題となっています。

家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場です。この教育の原点ともいえるべき家庭における教育や子育てを、様々な主体が支援していくことが求められています。

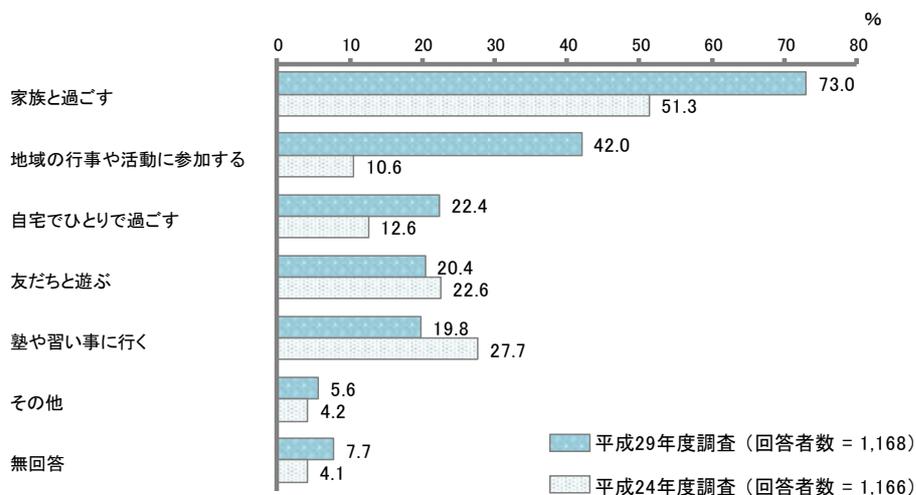
また、生涯学習の推進による様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが求められています。

子どもへのアンケート調査の結果では、休日（学校が休みの日）の過ごし方で、小学生では「家族と過ごす」が73.0%で最も多く、中学生では「友だちと遊ぶ」が61.8%で最も多く、前回調査より小・中学生ともに20ポイント以上増加しています。さらに、家族とほとんど話すことがない児童・生徒は1割未満となっています。

保護者と子どもが家族としてのつながりを強め、家庭の教育機能が高められるよう、家庭教育や子育てに関する情報提供を行うとともに、地域との連携による支援が求められています。

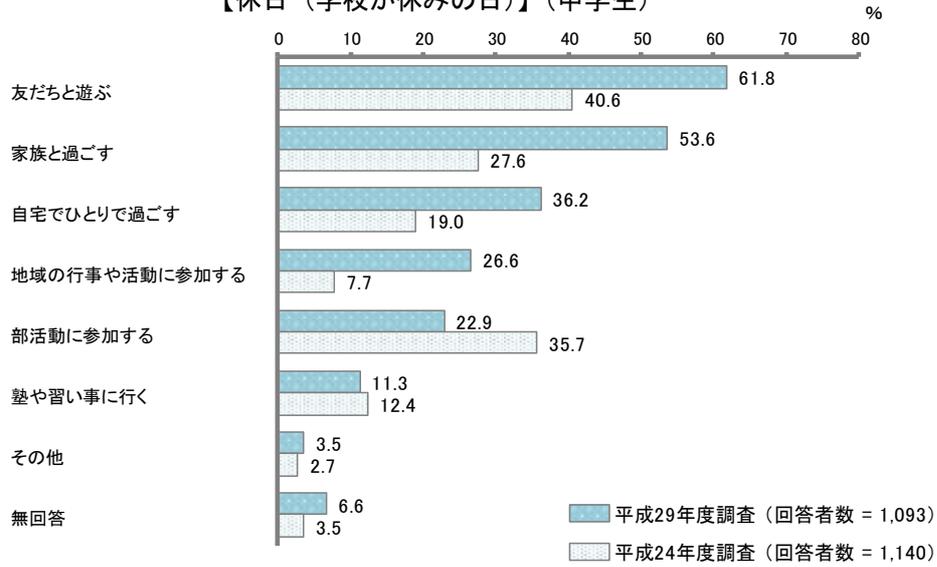
学校の授業以外では、主にどうやって過ごすことが多いですか

【休日（学校が休みの日）】（小学生）

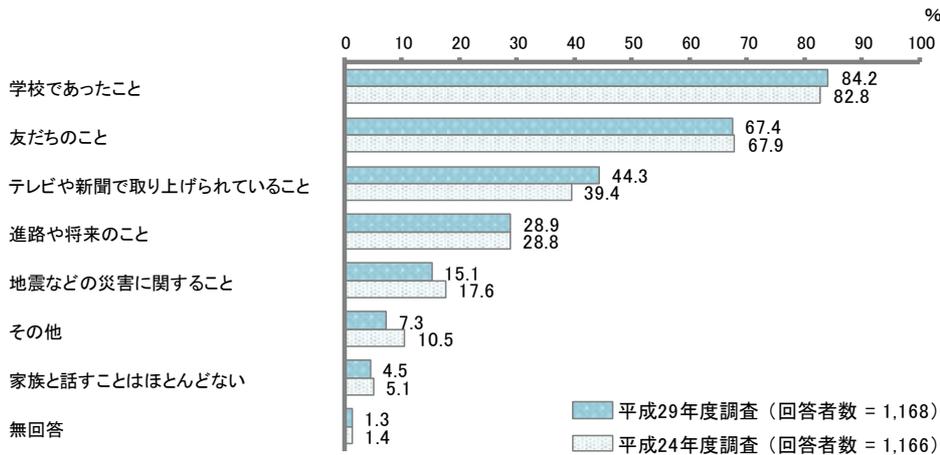


学校の授業以外では、主にどうやって過ごすことが多いですか

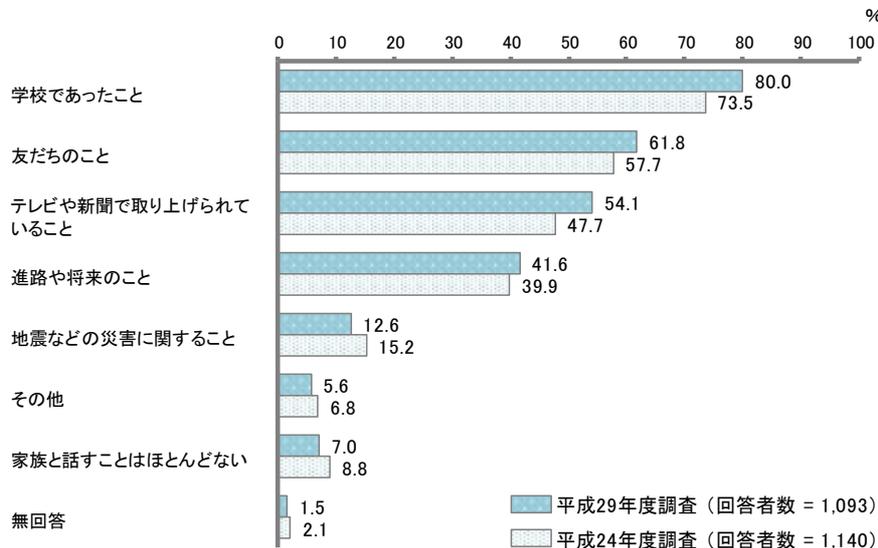
【休日（学校が休みの日）】（中学生）



次のような内容について家族と話すことがありますか（小学生）



次のような内容について家族と話すことがありますか（中学生）



## ① 家庭教育に関する学びの機会の充実

### 方向性

公民館、図書館などの事業や家庭教育支援のネットワークを生かし、家庭教育に関する意識啓発や情報提供、また、学習機会を提供するなど家庭教育支援の体制を充実することで、家庭の教育力の向上を図ります。

### 取組事業

#### ■ 地域連携の推進 [ 公民館 ]

地域全体で、子育て・親育ちなど家庭での教育力の向上を支えるため、地域の協力者との連携を促進します。

#### ■ 多世代が参加できる事業の提供 [ 公民館 ]

地域の教育力向上のため、世代を超えた多様な市民がともに学び交流する事業を推進します。

#### ■ 地域における子育て支援環境づくり [ 社会教育課、公民館 ]

子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、子育て期の市民だけではなく、世代を超えて市民がともに学び、交流する視点をもった事業の充実を図ります。

#### ■ 子育てに関する学習機会の充実 [ 公民館、図書館 ]

親と子が、ともに成長できる講座や学習支援保育を必要とするサークルへの、学びの機会を提供することで、地域とのつながりを深められるよう継続的な支援に努めます。また、ブックスタート事業により、絵本を通して親と子の心の通じ合い、啓発に努めます。



家庭の教育力向上講座（公民館主催）

コラム

西東京市子育て・子育てワイワイプラン

西東京市では、子どもの育ちと子育て家庭に対する支援の基本理念及び基本方針を定めた「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」を平成16年2月に策定しました。この計画は、社会情勢の変化などに対応するため、これまでに見直しを行いながら、より一層の子ども・子育て施策の推進を図るために改定・策定されています。

市では、この計画に規定する「基本理念」と「基本方針」に基づき、子どもの主体的な参加や、関係機関や地域が一体となって子どもがおとなになることを支援すること、親になる父母を地域全体で支えること、市民参加型の子育て・子育て支援を進めていくことを目指しています。

計画の基本的な考え方

基本理念



◆ 基本理念1

子どもの権利の実現

子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。



◆ 基本理念2

すべての子どもと親\*への支援

保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達に保障と親支援\*を推進することを基本にします。



◆ 基本理念3

男女共同の子育て

子育てを男女が協力することで、男女で子育ての過程を楽しさやつらさなどその時々思いを共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。



◆ 基本理念4

循環型の子育て

職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。また、世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。



基本方針



基本方針1 「子どもの主体的な参加ですすめる」

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

基本方針2 「おとな（親）になることを支える」

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政が一体となってつくりだします。

基本方針3 「子育て家庭の支え合い」

父母になる男女が親になる過程を協力して共に歩めるよう、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市での子育ての喜びを共有できるようなまちづくりをめざします。

基本方針4 「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協働で子育ての地域環境づくりと子育て\*・子育て文化の創造を推進します。

\*親：このプランでは、子育てをしているすべての人を指します。

\*親支援：このプランでは、親を支援することに加え、子どもを持った人が親としての意識や行動ができるようになるよう支援することを含みます。

\*子育て：子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指します。

## 基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

### 方向1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興

#### 現状と課題

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、今後の社会教育には、すべての住民に地域社会の構成員として社会参加を促し、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性はさらに高まっていくと考えられています。

西東京市では、公民館や図書館、学校施設などを活用した生涯学習の場の提供とともに、教育・文化事業やスポーツイベント等のほか、事業ごとに様々な啓発事業が行われるなど、多くの生涯学習の機会が提供されており、また、行政以外の多様な主体により数多くの事業も行われています。

こうした多様な事業や主体を連携させることで、質・量ともに充実した「学び」を展開するとともに、地域課題の解決への取組や社会の変化に対応した学習機会の提供の促進を図っていくことが必要です。

市民アンケート調査の結果では、西東京市の学習環境は、大学や高等学校の講座・教室、カルチャーセンターや個人教授の教室などの充実や学習や活動の成果を生かせる機会がある、の項目で「そう思わない」の割合が高い状況にあります。

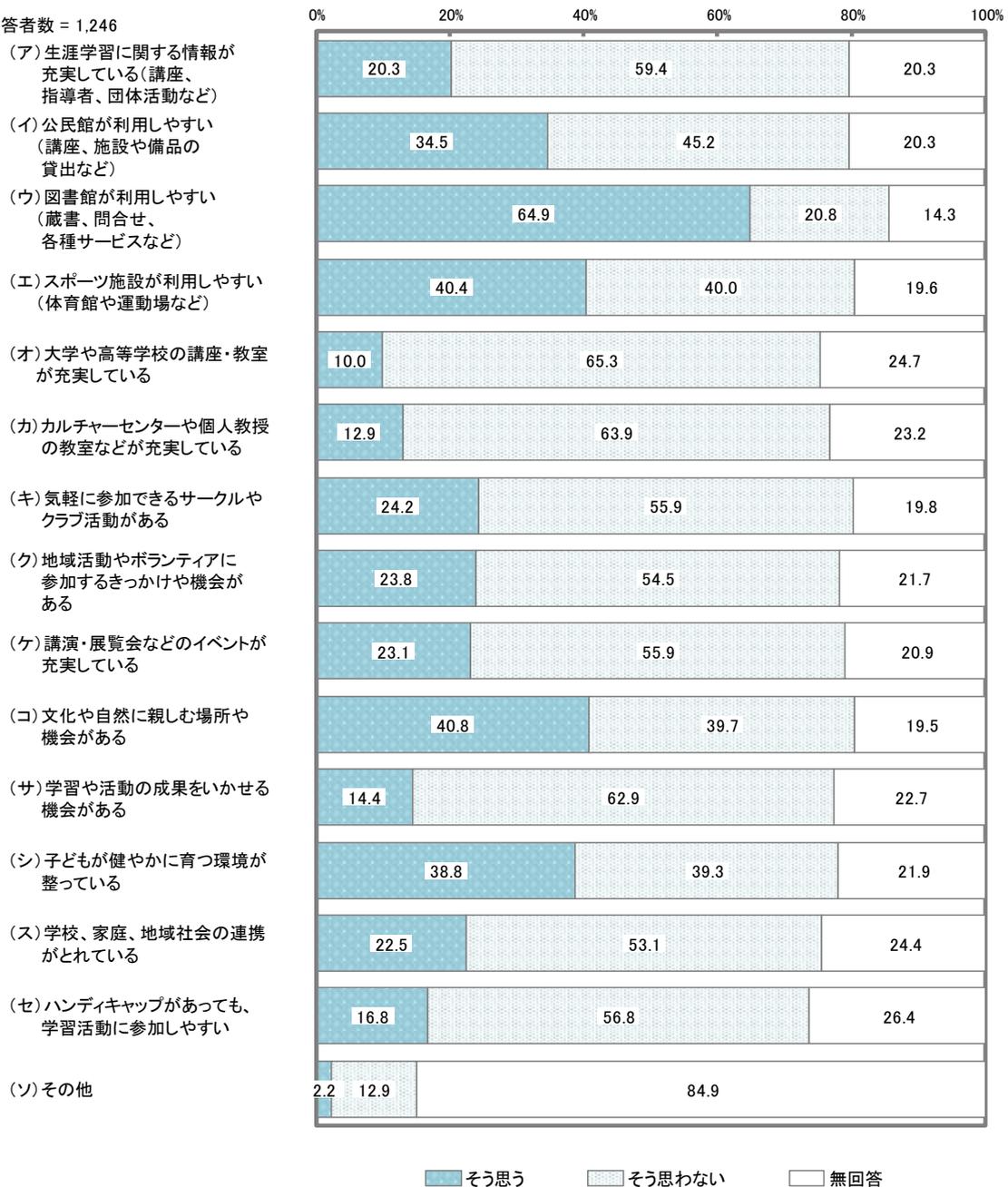
また、生涯学習に関して知りたい情報は、「開設されている講座・教室の情報」、「利用できる施設の場所・時間などの情報」、「講演・展覧会などのイベントの情報」などがあげられています。

誰もが主体的に学べる生涯学習社会<sup>※</sup>の創造に向けては、行政が一体となって市民の生涯学習を推進することが重要です。多様化する市民の学習ニーズや学習課題に迅速かつ的確にこたえるためには、日頃から市民の声や社会情勢を的確に把握し、求められる学習機会の情報を効果的に市民に提供していく体制を整備する必要があります。

<sup>※</sup>生涯学習社会：「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

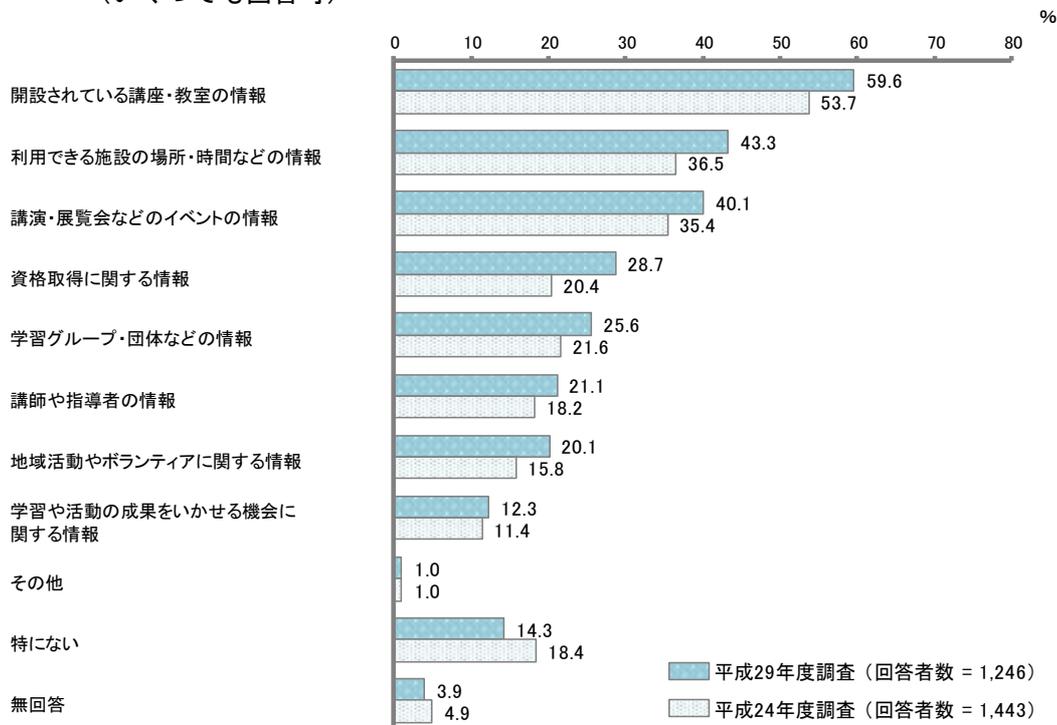
現在の西東京市の学習環境について、あてはまると思うものをお答えください（市民）  
 ((ア)～(ソ)ごとに回答)

回答者数 = 1,246



方向1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興  
 施策① 生涯学習推進体制の充実

生涯学習に関して、どのような情報を知りたいと思いますか（市民）  
 （いくつでも回答可）



① 生涯学習推進体制の充実

方向性

市全体で展開される、それぞれの行政課題に沿った普及啓発事業をはじめとする学習機会を提供する部署を横断的につなぐことにより、「西東京市生涯学習推進指針」に基づく生涯学習の推進を図ります。また、多様な学習機会の提供者との連携を推進します。

取組事業

■生涯学習行政のネットワーク化〔社会教育課〕

「西東京市生涯学習推進指針」に基づき、それぞれの行政課題に沿った普及啓発事業のほか、生活課題、地域課題等に対応するための学習機会等を提供する部署をネットワーク化し、生涯学習の推進を図ります。

■地域の関係機関・団体との連携・協働〔公民館〕

市民の地域課題解決の取組を支援し、社会の変化に対応した多様な学習機会を提供するために、地域の関係機関・団体との連携・協働による公民館事業の実施に努めます。

## ② 生涯学習情報を提供する体制の整備

### 方向性

市民の学習に関するニーズの多くは、講座や事業の開催情報、講師等の人材情報や市民団体の活動情報といった生涯学習に関する情報提供です。今後も市民の主体的な学びを支援するため、効果的に学習情報を提供する体制の整備を進めます。

### 取組事業

#### ■生涯学習情報を提供する体制の整備 [ 社会教育課、公民館、図書館 ]

生涯学習情報に対する市民のニーズに応えられるよう、幅広く生涯学習に関する情報を提供する体制の整備を進めるとともに、個人で使える学習スペースの空き状況の情報提供ができる方法について検討します。

#### ■図書館イベント情報の提供 [ 図書館 ]

生涯学習情報を提供する体制の整備の中で、図書館全館で行われるイベント情報の提供を行います。西東京市ホームページや図書館ホームページなど複数の媒体の活用を検討します。

## ③ 学びを通じた地域コミュニティづくり

### 方向性

地域住民が、地域コミュニティの将来像や在り方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決型学習」を推進し、「学びと活動の循環の形成」を図ります。

### 取組事業

#### ■高齢者の生きがいや交流につながる学習機会 [ 公民館 ]

生きがいにつながる趣味、文化などの多様な学習や交流により、地域社会の一員として地域づくりに関わる機会を提供します。

#### ■地域との協働事業 [ 公民館 ]

地域で様々な活動をしている団体が、活動を通して積極的に関わりが持てる環境や関係づくりを推進します。

#### ■学びの活動の循環の形成 [ 公民館 ]

活動成果を地域に還元することで、地域活動団体相互の新たな関係を生み出し、市民主体の地域づくりの支援を推進します。



公民館主催「防災まち歩き」での車いす体験

## 方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実

### 現状と課題

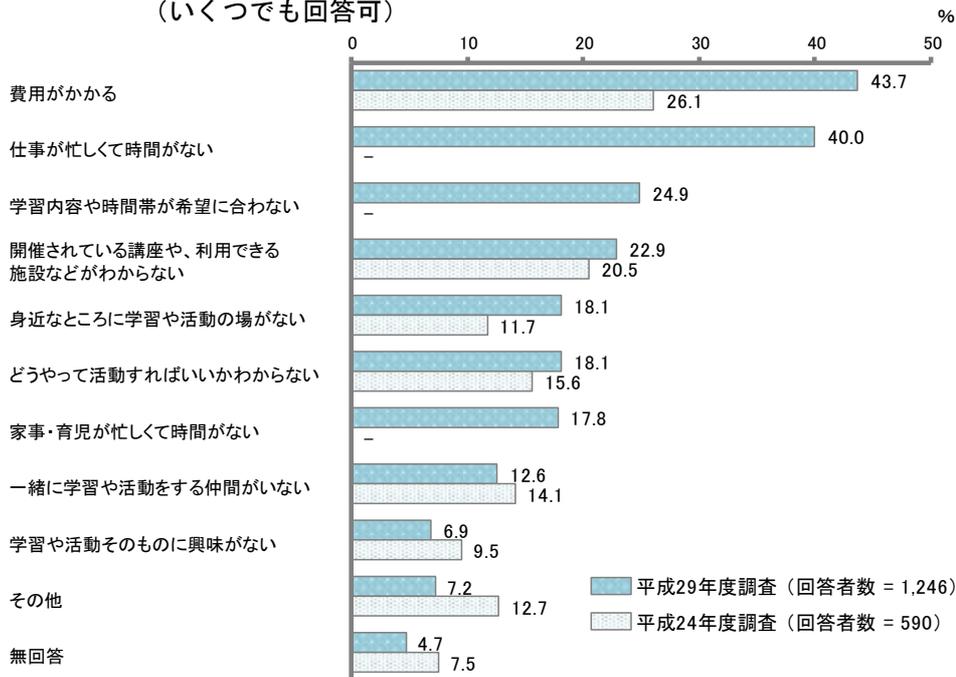
市民アンケート調査の結果では、生涯学習を行うにあたって困る点は、「費用がかかる」が最も高く、「学習内容や時間帯が希望に合わない」、「開催されている講座や、利用できる施設などがわからない」、「身近なところに学習や活動の場がない」、「どうやって活動すればいいかわからない」など、多くの市民の学びのニーズや機会をとらえた事業実施に至っていない状況があります。

少子高齢化、長寿化、グローバル化や技術革新の進展などにより、社会の変化に対応した学習機会を提供していくことが求められているとともに、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに答えていく必要があります。

また、地域コミュニティの弱体化が指摘されている昨今では、高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など、すべての市民が孤立することなく、地域社会の構成員として社会参加できるよう、生涯学習を通じた取組を推進する必要があります。

さらに、すべての市民が地域社会の一員として地域の活動に参加できる社会の構築に向けて、年齢や性別、人種、障害の有無にかかわらず、様々な市民が地域の中で豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学びの機会の提供や社会参加に向けた支援を行う必要があります。

生涯学習を行うにあたってお困りの点は何ですか（市民）  
（いくつでも回答可）



※平成24年度調査には「仕事が忙しくて時間がない」、「家事・育児が忙しくて時間がない」の選択肢はありません。

また、平成24年度調査では、対象者を「今、学習や活動をしているものが1つもない」と回答した人に限定しています。

## ① 誰でも学べる機会の充実

### 方向性

社会的に制約を受けやすい人（高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など）の学びの機会を整備・充実し、交流を進めるために地域との連携を図ります。市民が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活の実現に向けた課題を見出し、解決することができるよう、学習機会の整備を進めます。

### 取組事業

#### ■障害のある人とともに学べる事業〔公民館〕

障害のある人とない人がともに学び、コミュニケーションを通し相互に理解を深められる学習機会の充実を図ります。

#### ■誰でも学べる学習機会の提供〔公民館〕

すべての市民が、学びたい時に学べる機会や環境を整備し、提供します。

#### ■多文化を理解する事業〔公民館〕

文化、言語、習慣などの違いを理解し、社会の一員として互いを尊重しあいながら、ともに生きる社会の実現を目指す事業を提供します。

#### ■多文化サービス〔図書館〕

日本語以外の言語を母国語とする人たちの図書館利用を促すため、多言語資料の充実を図るとともに、PRを継続します。

#### ■図書館におけるハンディキャップサービスの充実〔図書館〕

音訳者の育成及び資質向上のため、養成講座や研修を充実します。「国立国会図書館視覚障害者等用データの収集および送信サービス」に参加し、全国の図書館で利用されるよう、資料提供を継続します。

## ② ライフステージに応じた学びの機会の充実

### 方向性

生涯にわたって学びを継続するためには、それぞれのライフステージによって、求められる学習内容や手法が変わってくるため、それぞれに応じた学びの機会を提供することが重要となります。

子育て世代には、子育て・親育ちへの支援により地域連携が生まれるような講座を充実させるとともに、高齢期においては、地域における重要な担い手として、豊かな経験や知識・技能を生かした地域参画・社会貢献などを考える機会を充実させるなど、ライフステージの特性にあわせた学びの機会を充実します。

また、人生100年を見据えたライフサイクルの中で、多様化する学習ニーズに応えられるよう学びの機会の充実を図ります。

### 取組事業

#### ■子育て世代への学習機会の提供〔公民館〕

親と子がともに成長できる、学びの機会を提供し、地域とのつながりを深められるよう継続的に支援します。

#### ■長寿化を踏まえた学習機会の提供〔公民館〕

人生100年時代を健康に生き抜くために必要な学習の機会や支援を関係部署との連携を踏まえ提供します。

#### ■多世代で学ぶ学習機会の提供〔公民館〕

多世代がともに学ぶことで、地域の中で相互に知り合う機会となり、地域の安全・安心にもつながることを踏まえ、ともに学ぶ機会を提供します。

#### ■図書館における高齢者サービス〔図書館〕

読書が困難になった方々の読書支援を行うため、大活字資料、宅配サービス等のサービスの充実を図ります。

#### ■高齢者の生きがいや交流につながる機会の情報提供〔図書館〕

地域性を考慮した最新資料・情報の提供に努め、シニア支援コーナーの充実を図ります。

## 方向3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用

## 現状と課題

西東京市の公民館や図書館は、社会教育施設として、市民の多様な学習ニーズに応え、様々な学習機会や学習支援サービスを提供しており、市民の学習活動の拠点としての役割を果たしています。

市民アンケート調査の結果においても、西東京市の学習環境は、図書館やスポーツ施設の利用のしやすさが評価されています。

今後も市民の要望に応え、市民の課題解決の支援のために、多様な公民館活動の充実や、図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスサービス（調べもの支援）※の向上、インターネットやICT※の活用、関係機関や学校との連携を図りながら、効率的・効果的に社会教育事業に取り組むことが求められています。

また、文化財は、歴史や文化の理解のために欠くことができないものであり、将来に向けた文化向上のための基礎となる「生きた教材」です。

市内には、国史跡下野谷遺跡※をはじめとして多数の文化財があり、これまでも、文化財指定制度や、「西東京市文化財保存・活用計画」に基づく取組を行ってきました。

今後については、社会情勢の変化を背景として文化財の滅失・散逸等の防止が課題となっており、貴重な文化財を後世に継承していくためには、子どもから大人まで多くの人々にその魅力を伝え、重要性を理解してもらうとともに、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで取り組んでいく必要があります。

※レファレンスサービス（調べもの支援）：利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいかを案内するサービスのこと。

※下野谷遺跡：南関東屈指の規模を誇る、縄文時代中期（4～5千年前）の大集落遺跡で、平成27年に一部が国史跡に指定された。住居や倉庫がお墓のある広場を環状に囲むムラが隣接して複数あり、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。一部は下野谷遺跡公園として整備され、地下には遺跡が保護されている。

## ① 公民館機能の充実

### 方向性

西東京市における社会教育の核となる施設・機関として時代や社会の変化に対応できるように公民館機能の充実を図り、利用しやすい施設運営に取り組みます。社会教育機関として専門的な学習支援サービスを提供するため、必要な人材の確保・育成、市民ニーズに対応した運営方法の在り方についても検討します。

### 取組事業

#### ■ 市民活動団体への支援、相談 [ 公民館 ]

公民館や他施設を拠点として活動する市民団体に対し、活動支援や相談を積極的に行うことで、新たな地域コミュニティの形成につなげます。

#### ■ 市民との協働によるコミュニティづくり [ 公民館 ]

地域の様々なニーズを把握し、課題・問題の解決に向けた取組を進めることで、自らが主体となる地域コミュニティづくりを推進します。



## ② 図書館機能の充実

### 方向性

西東京市の図書館は、市民一人ひとりが自ら学び、考え、成長し、自らの責任で行動するために必要な知識と情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関です。時代や社会の変化に適応した質の高いサービスを積極的に提供するため、必要な人材の確保・育成を行い、快適な利用環境を提供します。また、老朽化した施設の整備についても検討します。

### 取組事業

#### ■レファレンスサービス（調べもの支援）※の充実 〔 図書館 〕

紙・デジタル資料、オンラインデータベースなど多様な情報源を整理し、提供します。提供方法の変更や講習会の実施を通じて、資料の有効活用と市民一人ひとりの「調べる力」の向上を支援します。



#### ■ヤングアダルト（YA）サービスの充実 〔 図書館、教育指導課 〕

ノンフィクション資料の充実を継続するとともに、来館の少ないヤングアダルト（YA）世代※に向けて調べ学習に役立つ調べ方案内（パスファインダー※）を作成し、活用できるようにします。また、YA読書会等、読書の楽しみを他者と共有できるイベントを開催し、読書の楽しみを深めます。



また、学校司書と連携し、中学生の調べもの学習の協力・サポートを行います。

「物語を味わおう★YAのための料理教室  
～『ぐりとぐら』の大きくて黄色いカステラ編！」

#### ■西東京市<sup>ゆかり</sup>縁の人物の著作や関連資料・情報の収集と発信 〔 図書館 〕

図書館が収集している西東京市<sup>ゆかり</sup>縁の人物の著作や関連資料・情報を活用しやすい形式でデータベース化することで、様々な企画に生かします。

※ヤングアダルト（YA）世代：子どもと大人の狭間の世代。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

※パスファインダー：テーマごとに資料、文献、情報や解説などを収集・蓄積したデータ集。

### ③ 文化財の保存と活用の充実

#### 方向性

「西東京市文化財保存・活用計画」の基本理念「縄文から未来につなぐ文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京市」の下、まちの魅力を広く発信し、未来を創る子どもたちに貴重な文化財を継承していくための取組を行います。

国史跡下野谷遺跡<sup>\*</sup>については、市の文化財保存・活用の重点施策として、「史跡下野谷遺跡保存活用計画」に基づく取組を行います。

また、現在、市内の遺跡からの出土品、民具・農具などの文化財資料を収集・整理し、市民に公開している郷土資料室を活用していくとともに、文化財を活用した学習機会の提供や文化財ボランティア等の人材育成の拠点となるような地域博物館等の設置について検討します。

#### 取組事業

##### ■文化財資料の調査・研究 [ 社会教育課 ]

市内にある文化財を把握するとともに、整理、記録、資料のデジタル化などにより、その所在と価値を明らかにします。

また、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化等の様々な地域資源とともに総合的に捉えて新たな価値付けを行い、一定のテーマの下にわかりやすく伝えていきます。

##### ■文化財の保存管理の推進 [ 社会教育課 ]

市内に所在する文化財のうち重要なものを西東京市文化財に指定するなど、保存・活用のための措置を講じます。また、文化財の担い手の育成・支援を進めるとともに、文化財保護制度の充実を図ります。



市指定文化財第50号 天神社 拝殿（平成29年6月指定）

■文化財の普及啓発及び活用の推進 [ 社会教育課、教育指導課、公民館、図書館 ]

文化財を未来へ継承していくため、その価値や魅力をわかりやすく伝えていきます。市民や市民団体の参画、地域社会との連携により、文化財に親しむ講座やイベントなどを実施するほか、学校教育や生涯学習での普及啓発・活用、文化財を活用した地域活性化の取組を進めます。

■文化財の保護環境の充実 [ 社会教育課 ]

「武蔵野」の面影を残す歴史的・文化的資源を大切に守るため、まちづくりとの総合調整のほか、市民主体の取組を活性化する仕組みを検討していきます。また、資料の収集・保存、展示、教育普及等の活動を行っている郷土資料室の機能に加え、学習活動や人材育成の拠点となる施設の設置について検討を進めます。

■下野谷遺跡<sup>※</sup>の保存・活用 [ 社会教育課、教育指導課、公民館、図書館 ]

国史跡下野谷遺跡の保存・活用については、市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組みます。史跡を確実に保存していくとともに、学校教育・生涯学習への活用、市民や事業者等との連携のほか、活用促進に向けた整備や地域博物館等の設置の検討を行います。



### 史跡下野谷遺跡保存活用計画

西東京市には、先史の時代、採集狩猟を主な生業としていた旧石器時代、縄文時代の人々が残した遺跡がいくつも見つかっています。

その中でも、石神井川の南岸に位置する下野谷遺跡<sup>※</sup>は、今から4,000～5,000年前の縄文時代中期に流域の拠点となるような集落が千年もの間続いた大遺跡です。

下野谷遺跡は、そのような縄文時代のムラを都市部において保存することができる貴重な文化財として、平成27年3月に国の史跡に指定されました。

西東京市教育委員会では、この国民共有の財産を未来に確実に継承し、地域の大切な宝として生かしていくために「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定しました。

この計画では、史跡を訪れた子どもや大人が新たな発見をし、自ら学ぶことが出来るよう、学校教育や生涯学習の資源として、また、まちのにぎわいを生み出すような地域資源として活用、整備をしていくことを通して、史跡が人やまちを結ぶ結節点となり、地域の誇りとなることを目指しています。



国史跡下野谷遺跡の将来像と保存活用の基本的な考え方

## ④ その他地域の学習資源の充実

### 方向性

あらゆる市民に生涯にわたって学ぶ機会を提供できるよう、多種多様な学習活動を支える生涯学習関連施策の充実を図ります。

#### 取組事業

##### ■ 学校施設開放 [ 社会教育課、学校運営課 ]

学校教育に支障のない範囲で、地域の活動の拠点の一つとして、学校施設の開放を進めます。また、学校施設開放運営協議会と協力して、学校施設などの有効活用を図りながら、地域住民が主体となった拠点づくりを進めるため、地域での担い手への支援のほか、新たな人材の発掘も目指します。

##### ■ 地域・行政資料の電子化とその公開に向けた取組 [ 図書館 ]

電子化資料を精査し、公開における適切な形式と方法を検討し、公開資料の充実を目指します。

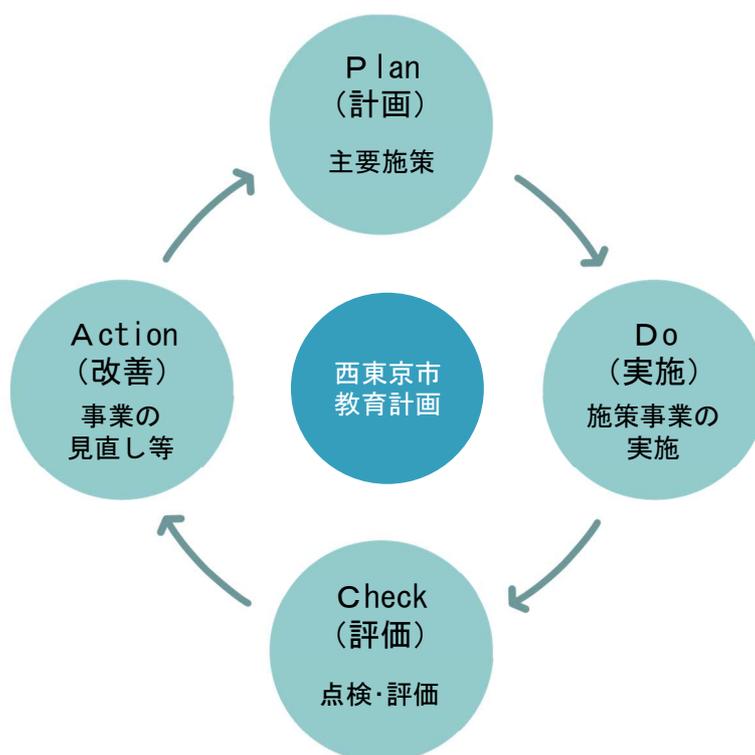
##### ■ 市内大学等との共同事業 [ 図書館 ]

武蔵野大学などの市内大学等と協力・連携をはかり、双方向性のある事業展開の方法を検討します。

## 1 計画を推進させるシステム

教育委員会では毎年度、計画において特に推し進める施策（西東京市教育委員会の主要施策）を掲げています。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年度その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行った報告書を作成しています。この主要施策化、点検及び評価は、本計画において次のようなPDCAサイクルを構成します。

当該年度において施策（Plan）を掲げ、その施策を実施（Do）、実施結果の点検及び評価（Check）を行い、改善（Action）を図ります。



このPDCAサイクルで生み出した円運動を、5年間で基本方針の目指す姿を着実に達成するための推進力とします。

## 2 社会状況の変化に柔軟に対応する組織間連携

第2章でのコラム掲載のとおり、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、従前の教育行政制度から大きな見直しが図られました。主な改正内容は、総合教育会議の開催や地方公共団体の長による教育に関する大綱の制定など、教育委員会と市長の関係の在り方について変更を行うものでした。

西東京市においては、平成27年4月に第1回西東京市総合教育会議が開催され、市長が「西東京市教育に関する大綱」を策定しました。総合教育会議では、喫緊の課題解決を図るため、当該年度における重点的な施策（西東京市教育に関する重点施策）を定めています。また、「西東京市子ども条例」についても、条例の制定段階から議題に取り上げ、継続して議論してきました。

教育に関する大綱の策定、総合教育会議の開催や重点施策の策定は、市長と教育委員会が問題意識を共有し、連携を図りながら教育行政課題に取り組むための重要な制度となっています。そして、本計画策定時には想定されなかった社会状況の変化による要請等に柔軟に対応するための制度でもあります。

教育委員会は、本計画に掲げるもの以外でも、子どもたちや教育にとって、“いま”必要とされるものを提供できるよう、組織間連携を図りながら対応していきます。

## 3 計画の進捗確認指標

教育活動における評価は、必ずしも数値により算定できるものではありません。しかし、教育委員会では、時代を問わず教育に求められるものを「5年後に向けての指標項目」としてアンケート調査項目から抽出・設定しました。この指標項目については、計画期間を超える長期的な視点の下に数値向上を目指していくものと位置付けます。さらに、短期的に繰り返し改善を図る必要があるものについては、文部科学省で統計調査を行う全国学力・学習状況調査、教育委員会において毎年度実施する「点検及び評価」や西東京市第2次総合計画（後期基本計画）に掲げる指標等を参考指標として対応策を講じていきます。本計画では、長期的な観点による指標及び短期的な参考指標を用い、複合的に進捗確認を行います。

## 5年後に向けての指標項目

| 指標   | 実績値<br>(平成29年度調査)                       |
|--|---|
| 基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて  |   |
| 学校を楽しいと思う児童・生徒の割合  | 小学生 93.5%<br>中学生 88.1%<br>青少年 93.9%     |
| 学校で困っていることで「授業がわからない」と回答した児童・生徒の割合   | 小学生 7.5%<br>中学生 21.4%                   |
| 1ヶ月に読む本の平均冊数が「0冊」の割合   | 小学生 6.3%<br>中学生 18.5%                   |
| 運動することが「好き」と回答した児童・生徒の割合   | 小学生 83.2%<br>中学生 77.3%                  |
| 基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて  |   |
| 自分に自信のもてるところが「ある」と回答する割合   | 小学4年生 86.3%<br>小学6年生 81.3%<br>中学生 68.9% |
| いやなことやつらいことがあったときに相談できる人が「いる」と回答した割合                                       | 小学4年生 87.4%<br>小学6年生 91.4%<br>中学生 86.8% |
| 子ども一人ひとりに応じた支援として、教育委員会が設置している場所や人について、「知っているものがない」と回答した割合                 | 一般市民 43.5%<br>青少年 19.3%                 |
| 基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて   |   |
| 地域の大人が自分を見守っていると「感じる」と回答した児童・生徒の割合   | 小学生 71.5%<br>中学生 50.6%                  |
| 学校の登下校時に危険な思いをしたことがある割合  | 小学生 17.5%<br>中学生 19.7%                  |
| 地域の子どもたち（小・中学生）と接する機会が「ある」と回答する割合  | 一般市民 32.3%                              |
| 基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて  |   |
| 生涯学習を行うにあたり困った点として、「開催されている講座や、利用できる施設などがわからない」、「身近なところに学習や活動の場がない」と回答した割合 | 一般市民 41%<br>青少年 29.4%                   |
| この1年間に公民館を利用したことがなく、その理由が「利用の仕方がわからないから」と回答した割合                            | 一般市民 22.3%<br>青少年 13.3%                 |
| 図書館のサービスについて、「知っているものは一つもない」と回答した割合  | 一般市民 27.6%<br>青少年 21.8%                 |

※実績値は西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書に基づく

## 1 用語解説

## あ 行

**ICT**・・P9、24、54、77

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

**生きる力**・・P9、10、15、19、86

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

**OJT**・・P42

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

**オリンピック・パラリンピック教育**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P34

2020年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせ、大会後も無形のレガシーとして引き継いでいくための教育活動のこと。

## か 行

**学校運営連絡協議会**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P58、59

学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携の在り方などについての協議・助言を目的とし、学校職員・保護者・地域の関係機関の代表者などで構成される。

**カリキュラム・マネジメント**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P58、59

児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

**キャリア教育**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

**教育支援アドバイザー**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P40

市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を行う専門家で、特別支援教育士等が当たる。

**教育支援コーディネーター**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36、46

各学校の教員で、関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職名のこと。

**教育支援システム**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10、36、37、51

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめ、市立学校教員が入力・作成可能なシステムのこと。児童・生徒に関する“気づき”を記録する「一覧表」、 “気づき”を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する「個別の教育支援計画」、指導や支援のより具体的な内容や期間等を記入する「個別指導計画」の三つの書式を効率的に作成することができる。学年進行や転学、進学時などの引継ぎや連携も可能。

**ケース会議**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P44

児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

**校務支援システム**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P60

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの。

**合理的配慮**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P52

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

**個別指導計画**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36、37、40、51

教育支援システムの解説を参照。

**個別の教育支援計画**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36、37、40、51

教育支援システムの解説を参照。

**コミュニティ・スクール**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P64

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいた仕組みのこと。

## さ 行

**持続可能な開発のための教育（ESD）**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

**持続可能な社会**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1、15、25、51、86

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

**下野谷遺跡**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12、77、80、81、82

南関東屈指の規模を誇る、縄文時代中期（4～5千年前）の大集落遺跡で、平成27年に一部が国史跡に指定された。住居や倉庫がお墓のある広場を環状に囲むムラが隣接して複数あり、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。一部は下野谷遺跡公園として整備され、地下には遺跡が保護されている。

**就学支援シート**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10、43、53

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

**生涯学習社会**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P70

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

**情報モラル**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9、24

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

**情報リテラシー**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P24

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

**食育**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5、33、35

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」(食育基本法前文より)こと。

**スクールアドバイザー**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P47

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長等の職名のこと。

**スクールガード・リーダー**・・・・・・・・・・・・・・・・P65

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。各市立小学校在が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。

**スクールカウンセラー**・・・・・・・・・・・・・・・・P44、46、47、48

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

**スクールソーシャルワーカー**・・・・・・・・P10、47、48

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行う専門家。

## た　　行

**地域学校協働活動**・・・・・・・・・・・・・・・・P63

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指し、社会教育法第5条第2項に規定されている。

**地域学校協働本部**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P63

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素を必須とすることが重要とされている。

**知・徳・体の育成**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育成し、「生きる力」を育てていくこと。

**チームティーチング**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

**適応指導教室「スキップ教室」**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P49

市立小・中学校に在籍し、不登校になっている児童・生徒を対象に、毎日通える教室として設置。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2箇所がある。

**特別支援教室**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10、36、38、39、40

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある児童を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室で、東京都は平成30年度に小学校、2021年度までに中学校での導入を進めている。西東京市では、巡回指導教員が在籍校に巡回し、児童が個別課題に取り組むため、すべての小学校に設置している「L教室」と、児童が週1回通い、小集団指導によるコミュニケーションや対人関係など社会性を養うため、拠点校に設置している「S教室」がある。

**特別の教科 道徳**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31

学習指導要領が改訂され、これまでの道徳の時間が教科化され、「特別の教科 道徳」となる。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況等に関する評価が行われるようになる。

## は 行

**パスファインダー**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P79

テーマごとに資料、文献、情報や解説などを収集・蓄積したデータ集。

**副籍制度**・・ P64

特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接・間接の交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

**不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P49

18歳までの不登校又はひきこもりの状態にある児童・生徒等の相談及び支援と、不登校又はひきこもりの児童・生徒等の家族の相談及び支援を事業の基本として、一人ひとりの成育歴、潜在能力、生活環境などを細かにアセスメントしながら、居場所又は相談の場所を提供し、具体的な支援を用いて何らかの社会的活動の場へ参加していただけるよう、成長を促すことを目的として設置している。

## ま 行

**マルチメディアディジー**・・ P39

音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して出力され、読み上げているフレーズの色が変わり（ハイライト機能）、どこを読んでいるのかが一目でわかる。通常の本を読むことが困難な学習障害・発達障害・知的障害・上肢障害・視覚障害・寝たきりの人等様々な人が利用できるデジタル図書のこと。

## や 行

**ヤングアダルト（YA）世代**・・ P79

子どもと大人の狭間の世代。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

**ユニバーサルデザイン**・・ P38

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

## ら 行

**レファレンスサービス（調べもの支援）**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P77、79

利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

## 2 西東京市教育計画策定懇談会等開催経過

| 開催日   | 回数    | 検討内容等   |
|---|-------|---|
| 平成 29 年 7 月 12 日  | 第 1 回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座長及び副座長の選出</li> <li>・ 会議の運営方法等について</li> <li>・ 西東京市教育計画策定の趣旨等について</li> <li>・ 西東京市教育計画策定のスケジュール</li> <li>・ 教育行政に関する国及び東京都の動向</li> <li>・ 教育行政に関する西東京市の動向</li> </ul> |
| 8 月 23 日  | 第 2 回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定における市民意識調査（アンケート調査）の調査項目について</li> <li>・ 計画策定におけるヒアリング調査の実施について</li> </ul>  |
| （アンケート調査の実施） 平成 29 年 10 月 17 日～11 月 7 日<br>小学生調査、中学生調査、青少年調査、一般市民調査                               |       |   |
| 11 月 28 日   | 第 3 回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育に関するアンケート調査中間報告について</li> <li>・ 計画策定におけるヒアリング調査の実施について</li> </ul>   |
| （ヒアリング調査） 平成 30 年 1 月～3 月<br>社会教育に関する施設・団体、教育に関する施設、子育て・子育て支援に関する施設・団体、特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体・事業所 |       |   |
| 平成 30 年 1 月 30 日  | 第 4 回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告について</li> <li>・ 計画策定におけるヒアリング調査の中間報告について</li> </ul>   |
| 2 月 16 日  | 第 5 回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定におけるヒアリング調査報告について</li> <li>・ 西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）に掲げる施策の進捗状況について（平成 26 年度～平成 28 年度）</li> <li>・ 新たな西東京市教育計画の方向性の抽出について</li> </ul>                      |

| 開催日  | 回数   | 検討内容等   |
|--|------|---|
| 5月1日   | 第6回  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育計画策定懇談会における検討結果を踏まえた新たな西東京市教育計画の骨子（案）</li> <li>・新たな西東京市教育計画の方向性の抽出について</li> </ul> |
| 6月22日  | 第7回  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期教育計画の体系について</li> </ul>  |
| 7月27日  | 第8回  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画の体系について</li> <li>・計画素案（第3章と第4章の基本方針3・4）について</li> </ul>                          |
| 8月24日  | 第9回  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案（第4章の基本方針1～4）について</li> </ul>  |
| 10月5日  | 第10回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>   |
| <p>（パブリックコメントの実施） 平成30年11月21日～12月20日<br/>提出結果 17人 89件</p>  |      |   |
| <p>（ポスター展示）<br/>         &lt;田無庁舎&gt; 平成30年11月21日～11月27日<br/>         &lt;保谷庁舎&gt; 平成30年11月21日～12月20日<br/>         ※ポスター展示の際に、興味・関心のある基本方針にシールを貼ってもらいました。<br/>         合計101枚 [基本方針1] 17枚 [基本方針2] 19枚 [基本方針3] 22枚 [基本方針4] 25枚<br/>         [すべて] 18枚 [どれにも興味・関心がない] 0枚</p> |      |   |
| <p>（市民説明会）<br/>         &lt;保谷庁舎&gt; 平成30年12月1日<br/>         &lt;田無庁舎（イングビル）&gt; 平成30年12月4日</p>  |      |   |
| 平成31年1月25日   | 第11回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント等の結果について</li> <li>・計画素案について</li> </ul>                                     |

### 3 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿

任期 平成 29 年 7 月 12 日から教育長に提言する日まで

| 選 出 区 分                  | 氏 名                  |
|--------------------------|----------------------|
| 学識経験者                    | えんどう しんじ<br>遠藤 真司    |
| 西東京市立学校の児童及び生徒の保護者       | かわむら のりこ<br>川村 紀子    |
|                          | みつはし あきこ<br>三橋 亜希子   |
| 公募による市民                  | たなか みゆき<br>田中 幸      |
|                          | あさぬま つむぎ<br>浅沼 紬     |
| 市立学校の校長                  | ほんな しゅうや<br>本名 修也    |
|                          | おおはし りょうすけ<br>大橋 亮介  |
| 特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者 | わたなべ けいたろう<br>渡邊 圭太郎 |
| 西東京市社会教育委員               | はっとり まさこ<br>服部 雅子    |
| 西東京市公民館運営審議会委員           | いしだ ひろこ<br>石田 裕子     |
| 西東京市図書館協議会委員             | やまむら もと き<br>山村 基毅   |
| その他教育長が委員として適当と認めた者      | いとう ゆうこ<br>伊藤 裕子     |
|                          | むとう さゆり<br>武藤 さゆり    |

(敬称略)

## 4 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

### 第1 設置

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第2項の規定に基づき西東京市における教育振興基本計画として策定する西東京市教育計画（以下「教育計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### 第2 検討事項

懇談会は、教育計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 教育計画に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

### 第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員 13 人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下これらを「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 市立学校の校長 2人以内
- (5) 特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者 1 人
- (6) 西東京市社会教育委員設置条例（平成 13 年西東京市条例第 200 号）に基づく西東京市社会教育委員 1 人
- (7) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成 13 年西東京市条例第 80 号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1 人
- (8) 西東京市図書館設置条例（平成 13 年西東京市条例第 81 号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1 人
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 2人以内

#### 第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に提言を行う日までとする。

#### 第5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

#### 第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### 第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

#### 第9 報償

懇談会の委員（西東京市職員及び市立学校の教職員である者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

#### 第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

#### 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年7月1日要綱）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）

---

平成 31 年 3 月

発 行 西東京市教育委員会

編 集 西東京市教育委員会 教育部教育企画課

〒202-8555

東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号（保谷庁舎）

TEL：042-464-1311（代表）

FAX：042-423-2872

ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

メールアドレス [kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp)

---



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用





